

青森県 藤崎町  
高齢者福祉計画  
第5期介護保険事業計画

---

平成24年3月



# はじめに

このたび、平成24年度から26年度までを計画期間とする、「藤崎町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定いたしました。

わが国の高齢化率が予想を上回る早さで推移している中、当町の高齢化率もこれまでにないスピードで推移しており、特に今後は「団塊の世代」が高齢者となり、さらに高齢化が進むものと予測されます。



また、これに伴う要支援・要介護の認定者数も増加することが予測されるとともに、全国的に問題となっている認知症高齢者の増加も懸念されます。認知症の方や要支援・要介護となった方を支えるためには、高齢者自身が様々な活動に参加することで健康になること（自助）、地域全体で支え合う社会を築くこと（共助）、いざというときに公的な支援ができる体制が整っていること（公助）をいかに組み合わせていくかが大切となります。介護保険制度のみならず家族や地域の支え合いに加え、自ら健康で長生きするという心構えが重要です。

そこで、本計画においては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会を実現するため、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の一層の充実を図ることを掲げております。

本計画では、町の高齢者福祉及び介護保険事業の現状と計画期間における方向をお示しし、施策を着実に実施することで町民の皆様の負託に応えていきたいと考えておりますので、より一層のご理解ご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画策定にあたり、ご審議いただきました藤崎町介護保険運営協議会委員の皆様には、多くの貴重なご意見ご助言を賜り厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

藤崎町長 平田 博幸



## 目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 策定体制	3
第2章 藤崎町を取り巻く状況	5
第1節 藤崎町の概況	5
第2節 高齢化の動向（人口・世帯・就労）	8
第3節 介護保険の状況	11
第4節 高齢者の医療・健康の状況	15
第3章 計画の進捗と課題の整理	17
第1節 介護保険事業の進捗（第4期）	17
第2節 高齢者施策の取り組み状況	18
第3節 計画課題の整理	21
第4章 計画の基本的な考え方	27
第1節 計画期間における高齢者等の見込み	27
第2節 第5期介護保険サービスの見込み	29
第3節 計画の基本理念・基本目標	36
第4節 施策体系	40
第5章 施策の展開	41
基本目標1：介護予防・認知症予防対策の推進	41
1-1 介護予防の推進	41
1-2 認知症対策の推進	45
基本目標2 必要に応じたサービス等の提供	48
2-1 地域ケア体制の整備	48
2-2 介護保険サービスの提供	51
2-3 自立生活への福祉サービス・生活支援の実施	55
基本目標3 正しい生活習慣と健康づくりの推進	57
3-1 高齢期前からの生活習慣の定着化	57
3-2 高齢期における健康づくりの推進	59

基本目標 4	生きがいのある地域づくり	60
4-1	学習・交流機会による生きがいづくり	60
4-2	地域活動・就労による社会参加の実現	61
基本目標 5	地域で支え合う福祉のまちづくり	62
5-1	地域での支え合いネットワークの構築	62
5-2	ボランティアの育成	64
基本目標 6	安心して暮らせる環境づくり	65
6-1	暮らしやすい住まいへの対応	65
6-2	安全・安心な地域づくりの推進	66
第 6 章	介護保険事業の円滑な運営	67
第 1 節	円滑な制度運営のための方策	67
第 2 節	各種サービスにおける提供量の確保	69
第 3 節	保険料について	71
第 7 章	計画の推進	77
第 1 節	本計画の推進体制	77
資 料 編		81
資料 1	策定経過	81
資料 2	諮問及び答申	82
資料 3	策定協議	83

# 第1章 総論



# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の趣旨

---

平成22年国勢調査によると、わが国の高齢化率は平成17年度の20.2%から23.0%に上昇しており、藤崎町（以下、「本町」とします。）においても、これまでにないスピードで高齢化が進展しており、高齢化率は27.5%に達するなど、今後も高齢者人口は急速に増加することが見込まれています。

また、これに伴う要支援・要介護の認定者数も増加することが予測されるとともに、全国的に問題となっている認知症高齢者の増加も懸念され、認知症の方や要支援・要介護となった方を支えるためには、高齢者自身が健康に留意すること（自助）、地域全体で支え合う社会を築くこと（共助）、いざというときに公的な支援ができる体制が整っていること（公助）といった、介護保険制度のみならず家族の手や地域の支え合いも重要な要素となります。

一方で、高齢期を過ごす人達が、元気で自立しているときも、支援や介護が必要となっても、各々の人がそれぞれの持てる力を活かしながら、安心して生活できる環境づくりを進めることが重要となっています。

こうした、高齢者人口の増加とそれに伴う要介護・要支援認定者の増加、少子化の進展による地域社会の担い手の減少、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加といった課題に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会を実現するためには、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の一層の充実を図る必要があるため、平成23年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」（以下、「本計画」とします。）を策定します。

# 1 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、藤崎町総合計画「みんなで創るふじさきプラン」に掲げる保健・医療・福祉部門の基本目標『地域で支え合う「思いやりあふれる健康と福祉のまちづくり」』の実現をめざすものであり、要介護者等の保健、医療または福祉に関する事項など、他の関連する計画の施策・事業との整合を図りながら推進するものです。

## ○ 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく 65 歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

## ○ 第 5 期介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

# 2 計画期間

第 5 期計画では、第 3 期計画で設定した平成 26 年度の目標に至る最終段階の位置づけとし、直近の現状を踏まえた適切な補正を行うことから、本計画は、第 3 期計画から続く予防重視型システムの総括的な計画として位置づけられています。

本計画の期間は平成 24 年度～平成 26 年度の 3 年間とします。

一方で、第 5 期計画は、高齢化がピークを迎えたときに備えるための、最初の計画という側面も持っており、団塊の世代が後期高齢者を迎える 2025 年度を見据えた地域ケアのあり方について、段階的に検討を図る必要があります。

図表 計画の期間



## 第2節 策定体制

---

本計画の策定にあたっては、計画の法的な位置づけや国、県の動向を踏まえつつ、次のように計画策定を進めました。

### 1 アンケート調査による高齢者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、また、今後の地域ケアにむけた高齢者の健康状態等を把握するために、「高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画にかかるアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

### 2 藤崎町介護保険運営協議会による審議

本計画は、「藤崎町介護保険運営協議会」（以下、「運営協議会」という。）において、第4期計画の進捗状況、アンケート調査および基礎調査の結果等に基づき、全4回にわたって内容を検討し、計画案へ反映しています。

### 3 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の皆さんのご意見をうかがい、その意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。



## 第2章 藤崎町を取り巻く状況



## 第2章 藤崎町を取り巻く状況

### 第1節 藤崎町の概況

計画策定にあたり、本町の人口・世帯の動向や産業構造を概況としてまとめます。

#### 1 人口・世帯の推移

昭和60年度以降の国勢調査における本町の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成22年度では、16,021人と平成17年度からの5年間で、474人減少しています。

一方、世帯数は平成22年度で4,912世帯と増加の傾向にありますが、1世帯当たりの人員は、3.26人と減少していることから、核家族化、小家族化が進んでいます。

図表 総人口・世帯数の推移



資料：国勢調査（※平成22年度は速報値）

図表 (参考) 総人口(3区分)の推移(昭和60～平成22年度)

(単位：人、世帯、%)

区分	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	
総人口	17,620	17,139	16,940	16,858	16,495	16,021	
3区分別	年少人口	3,568	3,151	2,812	2,509	2,234	1,977
	生産年齢人口	11,793	11,322	10,892	10,496	10,026	9,642
	老年人口	2,259	2,654	3,236	3,853	4,235	4,402
一般世帯数	4,222	4,303	4,454	4,615	4,830	4,912	
1世帯当たり人員	4.17	3.98	3.80	3.65	3.42	3.26	

資料：国勢調査

## 2 人口動態

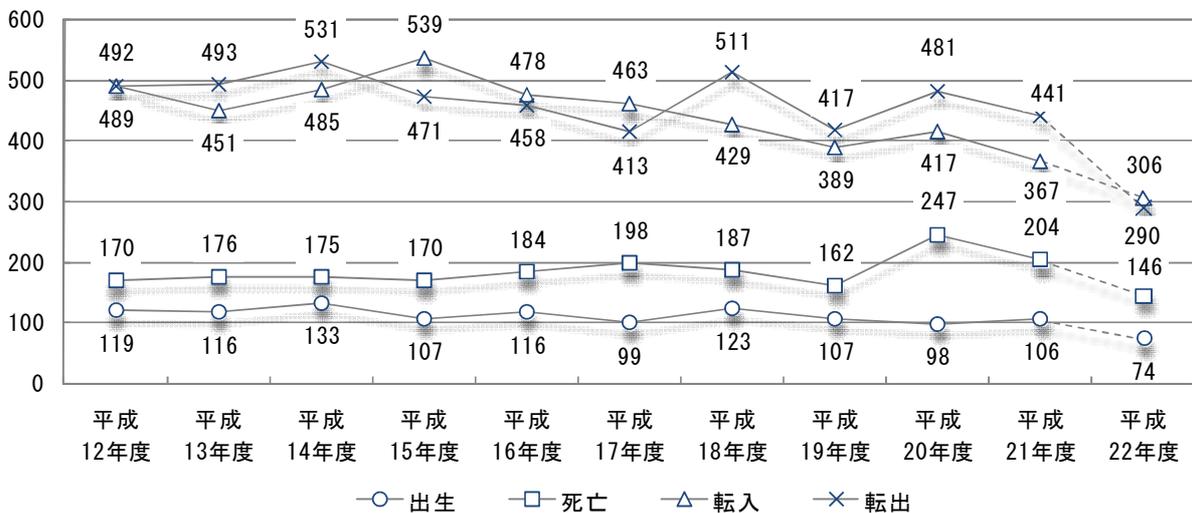
平成 12 年度以降の人口動態（転入・転出・出生・死亡の推移）をみると、社会動態（転入・転出）の差は、平成 17 年までは増加・減少を繰り返していますが、平成 18 年度以降は、転出が転入を上回っています。

また、自然動態（出生・死亡）は、死亡者数が出生数を毎年度上回り、自然動態は減少傾向にあります。近年では、平成 20 年度の出生・死亡数の差が 149 人となっており、特に大きくなっています。

こうした動向が、少子化、人口減少にも影響していると考えられます。

図表 人口動態

(単位：人)



区分	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 12 年度	119	170	△ 51	492	489	3	△ 48
平成 13 年度	116	176	△ 60	451	493	△ 42	△ 102
平成 14 年度	133	175	△ 42	485	531	△ 46	△ 88
平成 15 年度	107	170	△ 63	539	471	68	5
平成 16 年度	116	184	△ 68	478	458	20	△ 48
平成 17 年度	99	198	△ 99	463	413	50	△ 49
平成 18 年度	123	187	△ 64	429	511	△ 82	△ 146
平成 19 年度	107	162	△ 55	389	417	△ 28	△ 83
平成 20 年度	98	247	△ 149	417	481	△ 64	△ 213
平成 21 年度	106	204	△ 98	367	441	△ 74	△ 172
*平成 22 年度	74	146	△ 72	306	290	16	△ 56

※平成 22 年度は、参考値（平成 22 年 4 月～23 年 1 月の合計値）

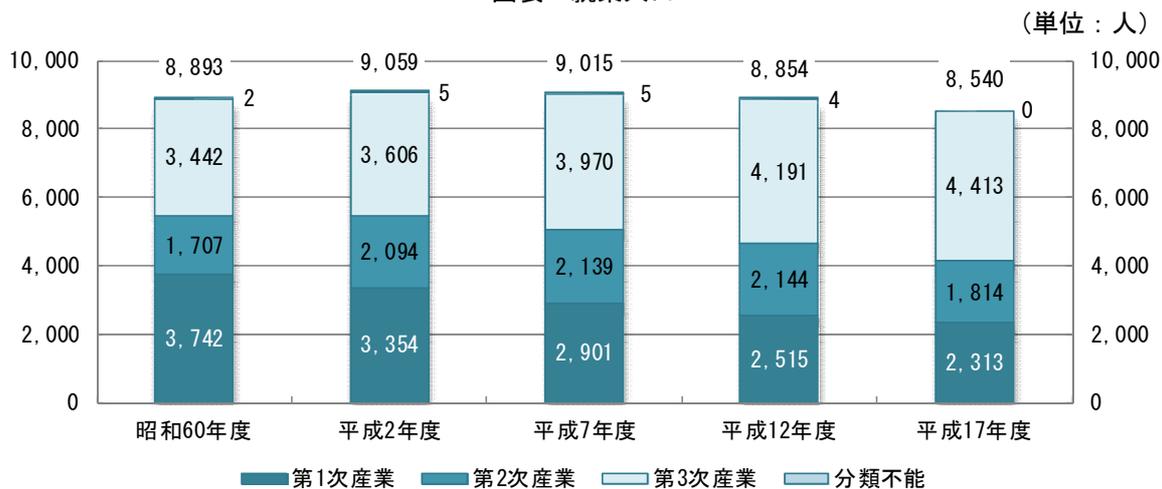
資料：人口動態調査

### 3 産業構造

国勢調査による、本町の就業人口をみると、平成2年をピークに減少し、平成17年の就業人口は、8,540人となっています。

また産業別の就業人口では、第1・第2次産業ともに減少傾向にあります。本町の産業構造の中心である第3次産業は、増加傾向で推移しています。

図表 就業人口



区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	
就業者数	8,893	9,059	9,015	8,854	8,540	
産業別	第1次産業	3,742	3,354	2,901	2,515	2,313
	第2次産業	1,707	2,094	2,139	2,144	1,814
	第3次産業	3,442	3,606	3,970	4,191	4,413
	分類不能	2	5	5	4	0

資料：国勢調査

## 第2節 高齢化の動向（人口・世帯・就労）

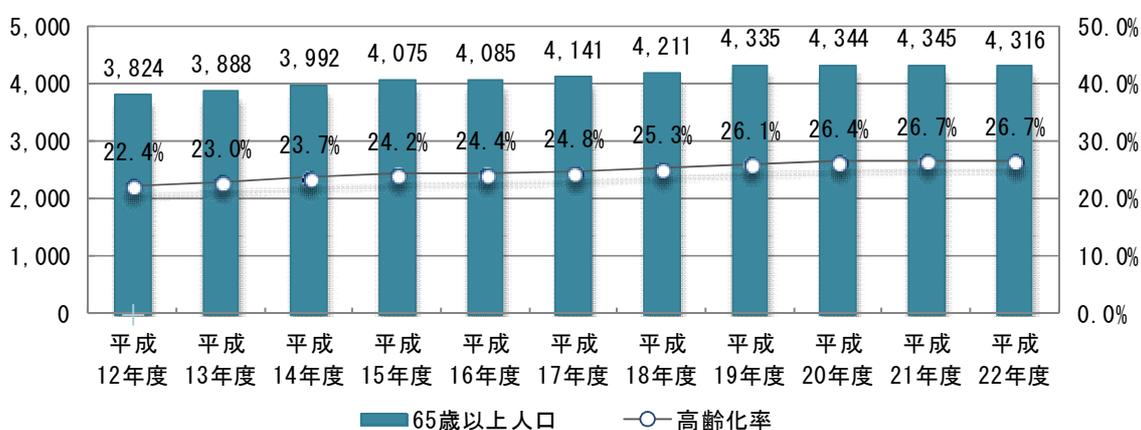
高齢者人口・世帯・就労の状況から、本町における高齢化の動向をまとめます。

### 1 高齢者人口・高齢化率

平成12年度以降の高齢者人口等調査における本町の高齢者数をみると、平成21年度までは年々高齢者数、高齢化率ともに増加していましたが、平成22年度にはじめて減少に転じ、高齢者数は4,316人、高齢化率は26.7%となっています。

図表 高齢者人口・高齢化率

(単位：人、%)



年度	総人口	65歳以上人口	高齢化率
平成12年度	17,042	3,824	22.4%
平成13年度	16,922	3,888	23.0%
平成14年度	16,871	3,992	23.7%
平成15年度	16,818	4,075	24.2%
平成16年度	16,756	4,085	24.4%
平成17年度	16,731	4,141	24.8%
平成18年度	16,625	4,211	25.3%
平成19年度	16,614	4,335	26.1%
平成20年度	16,431	4,344	26.4%
平成21年度	16,263	4,345	26.7%
平成22年度	16,151	4,316	26.7%

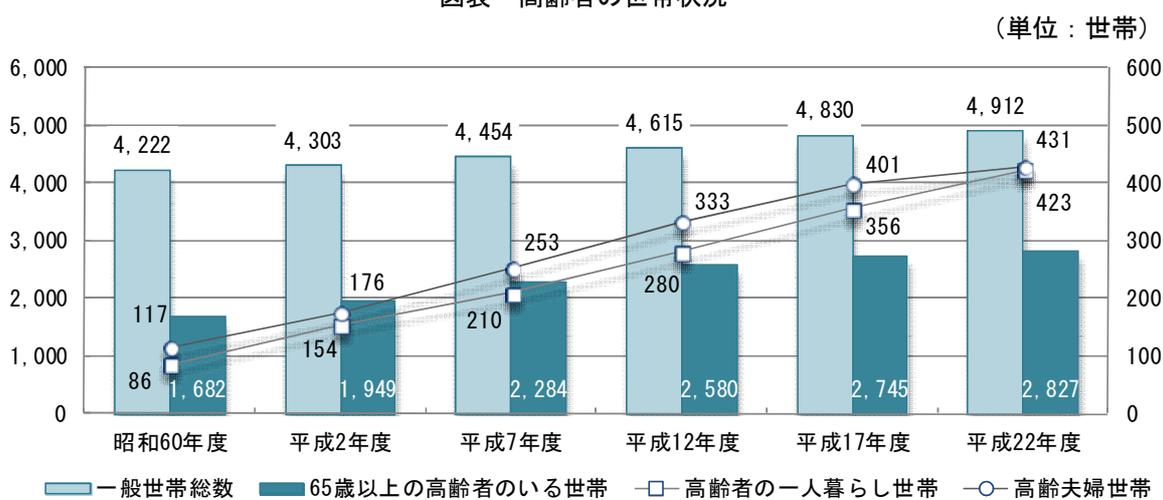
資料：高齢者人口等調査（各年度2月1日現在）

## 2 高齢世帯状況

国勢調査による65歳以上の高齢者のいる世帯数は、高齢化の進行とともに、増加しており、平成22年度には2,827世帯と、一般世帯総数のおよそ6割(57.6%)を占めています。

また、高齢者の一人暮らし世帯、高齢夫婦世帯についても増加しており、平成22年度には、それぞれ400世帯を上回り、一般世帯総数のおよそ1割を占めています。

図表 高齢者の世帯状況



	昭和 60年度	平成 2年度	平成 7年度	平成 12年度	平成 17年度	平成 22年度
一般世帯総数	4,222	4,303	4,454	4,615	4,830	4,912
65歳以上の高齢者のいる世帯	1,682	1,949	2,284	2,580	2,745	2,827
高齢者の一人暮らし世帯	86	154	210	280	356	423
高齢夫婦世帯	117	176	253	333	401	431

資料：国勢調査

### 3 高齢者の就労状況

平成17年度の国勢調査における、高齢者（65歳以上）の就労状況をみると、就業者は1,252人、就業率は29.6%となっています。

就業率を県および全国と比較すると、いずれも上回り、働く元気な高齢者の割合が高いことがうかがえます。

ただし産業別では、本町全体の産業構造とは異なり、高齢者の就労は、第1次産業となっています。

図表 高齢者の就労状況（平成17年度）

（単位：人・％）

		藤崎町	県	全国
高 齢 者 人 口		4,235	326,562	25,672,005
65歳以上 （就業率）		1,252 29.6%	72,379 22.2%	5,415,795 21.1%
性 別	男 （割合）	668 15.8%	41,892 12.8%	3,376,461 13.2%
	女 （割合）	584 13.8%	30,487 9.3%	2,039,364 7.9%
産 業 別	第 一 次 産 業 （割合）	990 23.4%	38,295 11.7%	1,464,902 5.7%
	第 二 次 産 業 （割合）	44 1.0%	6,937 2.1%	994,623 3.9%
	第 三 次 産 業 （割合）	218 5.1%	26,002 8.0%	2,824,951 11.0%

資料：平成17年度 国勢調査

## 第3節 介護保険の状況

本町の介護保険の状況として、被保険者数、認定者数・受給者、サービスの利用状況、保険給付額（月平均）をまとめます。

### 1 被保険者数・認定者数の推移

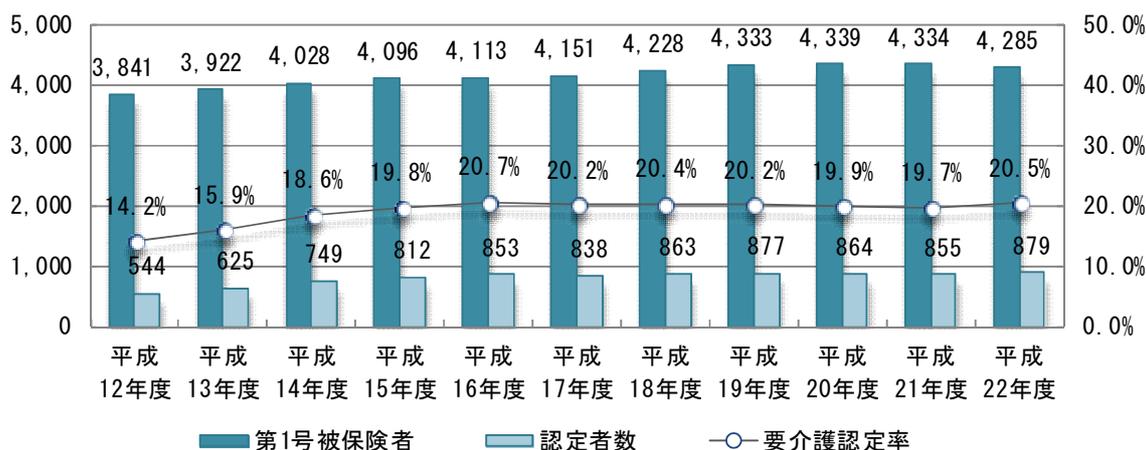
平成22年度における本町の第1号被保険者数は、4,285人であり、平成21年度以降、減少に転じています。

一方、介護保険の対象となる要支援・要介護認定者数は、平成19年度以降、減少していましたが、平成22年度は879人と、前年比で24人増となっています。

なお、平成22年度の要介護認定率は、20.5%となっています。

図表 被保険者数・要介護認定者の推移

(単位：人、%)



年 度	第1号被保険者数	認定者数	要介護認定率
平成12年度	3,841	544	14.2%
平成13年度	3,922	625	15.9%
平成14年度	4,028	749	18.6%
平成15年度	4,096	812	19.8%
平成16年度	4,113	853	20.7%
平成17年度	4,151	838	20.2%
平成18年度	4,228	863	20.4%
平成19年度	4,333	877	20.2%
平成20年度	4,339	864	19.9%
平成21年度	4,334	855	19.7%
平成22年度	4,285	879	20.5%

資料：青森県国民健康保険団体連合会

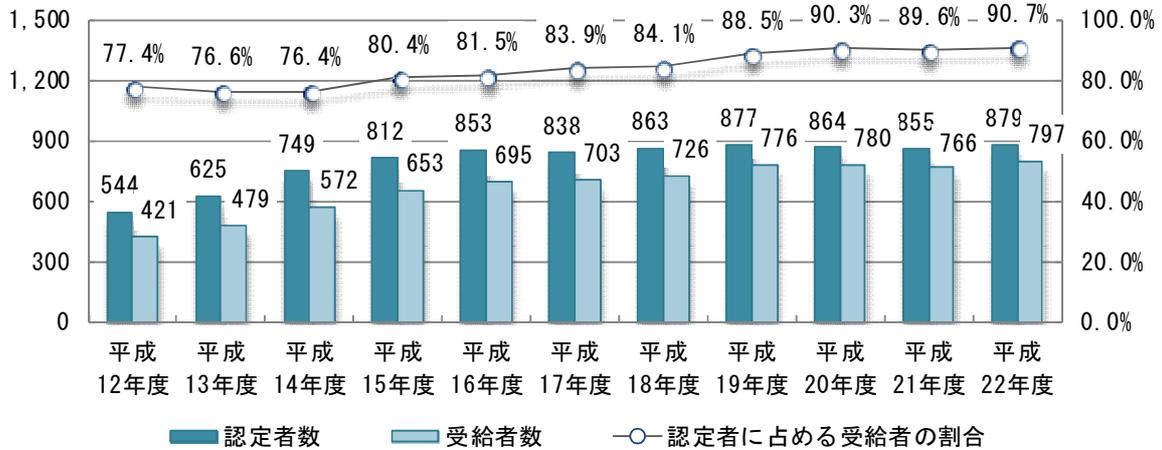
## 2 認定者数・受給者の状況

本町の要支援・要介護認定者数と実際にサービスを利用している受給者の割合をみると、平成22年度は90.7%となっており、要介護認定を受けた方の9割が介護保険のサービスを利用しています。

なお、本町の平成22年度における介護保険サービスの受給者は797人であり、平成12年度の介護保険開始時の約1.9倍となっています。

図表 認定者に占める受給者の割合の推移

(単位：%、人)



年 度	認定者数	受給者数	認定者に占める受給者の割合
平成12年度	544	421	77.4%
平成13年度	625	479	76.6%
平成14年度	749	572	76.4%
平成15年度	812	653	80.4%
平成16年度	853	695	81.5%
平成17年度	838	703	83.9%
平成18年度	863	726	84.1%
平成19年度	877	776	88.5%
平成20年度	864	780	90.3%
平成21年度	855	766	89.6%
平成22年度	879	797	90.7%

資料：青森県国民健康保険団体連合会

### 3 サービスの利用状況保険給付額（月平均）

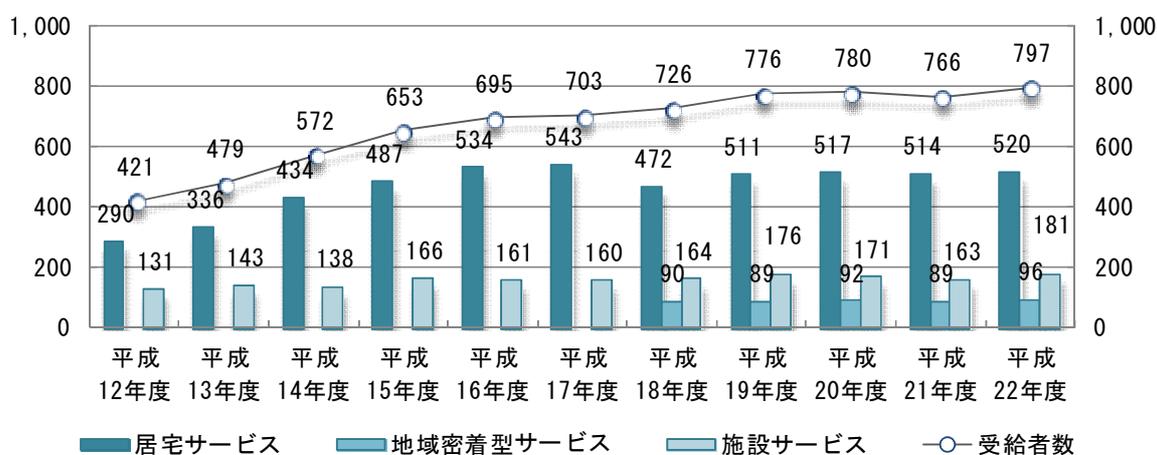
本町の平成22年度における介護保険サービスの利用者は797人となっています。

利用状況をサービスごとにみると、居宅サービス利用者は520人、施設サービス利用者は181人となっており、前年度と比較して増加しています。

また、平成18年度より創設された、地域密着型サービスは96人が利用しており、前年度比増となっています。

図表 サービスの利用状況

（単位：人）



年 度	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	受給者数
平成12年度	290	—	131	421
平成13年度	336	—	143	479
平成14年度	434	—	138	572
平成15年度	487	—	166	653
平成16年度	534	—	161	695
平成17年度	543	—	160	703
平成18年度	472	90	164	726
平成19年度	511	89	176	776
平成20年度	517	92	171	780
平成21年度	514	89	163	766
平成22年度	520	96	181	797

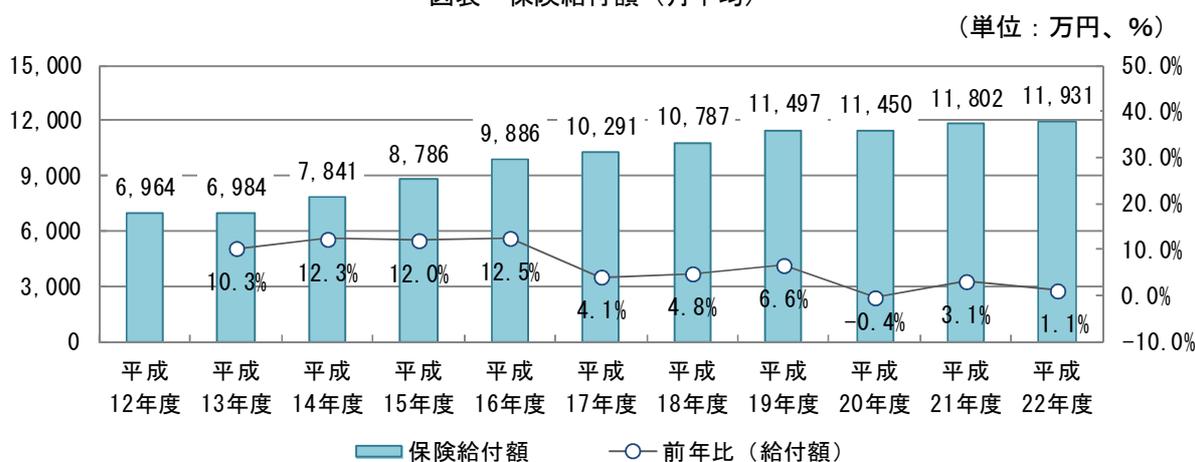
資料：青森県国民健康保険団体連合会

## 4 保険給付額（月平均）

平成12年度以降の保険給付額（月平均）は、平成17年度に月平均1億円を上回り、平成20年度に一時減少に転じましたが、平成21年度以降は、再び月平均、年度間ともに増加傾向にあります。

また、介護給付費（年度間）での保険給付額をみると、平成15年度に10億円を上回り、平成22年度の保険給付額は、1,431,656,302円、支払件数は19,584件となっています。

図表 保険給付額（月平均）



資料：青森県国民健康保険団体連合会

図表 介護給付費（支払件数・保険給付額）の推移

（単位：件、円）

年 度	介護給付費（年度間分）			
	支払件数	保険給付額	増加（前年比）	
			件数	給付額
平成12年度	9,188	696,357,410	—	—
平成13年度	11,725	838,060,598	1.28	1.20
平成14年度	14,905	940,962,655	1.27	1.12
平成15年度	16,891	1,054,338,881	1.13	1.12
平成16年度	18,786	1,186,261,863	1.11	1.13
平成17年度	18,593	1,234,897,146	0.99	1.04
平成18年度	18,676	1,294,391,000	1.00	1.05
平成19年度	19,513	1,379,634,848	1.04	1.07
平成20年度	19,402	1,373,980,350	0.99	1.00
平成21年度	19,647	1,416,191,517	1.01	1.03
平成22年度	19,584	1,431,656,302	1.01	1.04

資料：青森県国民健康保険団体連合会

## 第4節 高齢者の医療・健康の状況

本町の高齢者の医療・健康の状況として、医療費、疾病構造についてまとめます。

### 1 医療費

高齢者の医療費の目安として、老人保健1人当たりの医療費の状況を見ると、平成19年度は656,162円となっており、平成18年度と比較すると1.05%増加しています。1件当たりの医療費についても前年度比では増加していますが、1件当たりの日数は減少しています。

なお、平成20年度に医療制度の改正があり、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に移行したため、以前との比較はできませんが、今後も、高齢化の進展、高度医療技術の発展などにより、総医療費の伸びは続くものと思われまますので、引き続き疾病の早期発見・早期治療により、医療費の増加を抑えることが必要です。

図表 （参考）老人保健の医療費の状況

（単位：円、日）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	対前年度 上昇率
老人保健の1人当たりの医療費	628,777	625,661	656,162	1.05
老人保健の1件当たりの医療費	37,396	37,235	38,770	1.04
老人保健の1件当たりの日数	3.11	3.02	2.98	-0.01

資料：平成17・18・19年度 青森県国民健康保険団体連合会

### 2 疾病構造

本町における近年の主要死因状況をみると、悪性新生物による死亡者の割合が最上位に挙がっており、全体の2～3割を占めています。

また、平成21年度における三大疾患の年代別の死亡数では、60代では「心疾患」、70・80代では「がん」、90代では「心疾患」が、それぞれ最上位に挙がっています。

図表 主要（疾病別上位5項目）

（単位：%）

	1位	2位	3位	4位	5位
平成22年度	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	腎不全・自殺
	39.9	21.3	10.4	7.7	3.3
平成21年度	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
	23.8	16.4	14.0	12.1	7.5
平成20年度	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	肺炎	老衰
	27.6	17.2	11.2	9.9	5.6

資料：藤崎町

図表 三大疾病の年代別死亡数（平成 21 年度）

（単位：人）

年代	死亡数			死亡原因
	計	男	女	
40代	1	1	0	心疾患1
50代	9	6	3	心疾患4、がん4、脳血管疾患1
60代	8	5	3	心疾患4、がん3、脳血管疾患1
70代	41	28	13	がん23、脳血管疾患11、心疾患7
80代	41	19	22	がん17、心疾患13、脳血管疾患11
90代	12	3	9	心疾患6、がん4、脳血管疾患2
合計	112	62	50	がん51、心疾患35、脳血管疾患26

資料：藤崎町

### 3 自殺者数

町内の自殺者数については、多くが65歳未満となっていますが、高齢期において、生きがいを持って暮らせるよう、心身の健康づくりや地域での孤立を未然に防ぎ、自殺者の抑制を図る必要があります。

図表 自殺者数年次推移（平成 17～21 年度）

（単位：人）

	65歳以上		65歳未満		65歳以上	65歳未満	計
	男性	女性	男性	女性			
平成 21 年度	0	0	5	3	0	8	8
平成 20 年度	1	1	4	0	2	4	6
平成 19 年度	0	1	3	0	1	3	4
平成 18 年度	3	1	4	3	4	7	11
平成 17 年度	1	0	5	0	1	5	6
計	5	3	21	6	8	27	35

資料：藤崎町

## 第3章 計画の進捗と課題の整理



## 第3章 計画の進捗と課題の整理

### 第1節 介護保険事業の進捗（第4期）

第4期計画値および実績値を比較すると、高齢者数（第1号被保険者数）については、概ね計画値に近い数値で推移しています。

また、認定者数については、要支援2が計画値を上回っていますが、全体では計画値をやや下回って推移しています。

なお、第4期計画値では、平成26年度の高齢者は約4,599人と推計され、平成22年度（実績値）の1.06倍に増加することが見込まれています。

一方、給付費では計画値をやや下回り、平成21年度の給付費は計画値の93.9%を占めています。

図表 第4期計画における見込みとの比較（被保険者）

（単位：人、%）

	計画値		実績値		平成22年度の比較		計画値 平成26年度
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	増減 (実績-計画値)	比率	
総人口	16,130	16,040	16,431	16,168	128	100.8%	15,596
第1号被保険者	4,350	4,380	4,334	4,327	-53	98.8%	4,599
65～74歳	1,987	1,927	2,038	1,987	60	103.1%	2,020
75歳以上	2,363	2,453	2,296	2,340	-113	95.4%	2,579
要支援1	77	80	40	41	-39	51.3%	85
要支援2	67	68	96	99	31	145.6%	73
要介護1	160	166	143	142	-24	85.5%	185
要介護2	220	228	215	219	-9	96.1%	252
要介護3	146	152	137	135	-17	88.8%	170
要介護4	146	152	113	115	-37	75.7%	171
要介護5	139	144	111	110	-34	76.4%	164
認定者数	955	990	855	861	-129	87.0%	1,100

図表 第4期計画における見込みとの比較（給付費）

（単位：百万円）

	計画値		実績値		平成22年度の比較	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	増減 (実績-計画値)	比率
給付費	1,415	1,454	1,373	1,366	-88	93.9%

資料：藤崎町・介護事業報告書（平成21・22年度）より作成

## 第2節 高齢者施策の取り組み状況

本町の高齢者施策として、高齢者への保健福祉活動の状況（特定健診・特定保健指導および介護予防）についてまとめます。

### 1 特定健診・特定保健指導

平成21年度の特定健診・特定保健指導の実施状況は、以下のとおりです。

特定健診・特定保健指導の実施状況は、平成20年度の県内でも上位にあり、概ね目標値に近い達成状況であることがうかがえます。

図表 特定健診・特定保健指導

		町の状況	
一般状況	40-74歳被保険者	3,945人	
	再) 65-74歳被保険者	1,490人	
平成21年度 目標値	特定健診率	55%	
	特定保健指導実施率	35%	
特定健診	受診者数(推計)	医療個別健診	1,568人
		集団(個別)健診	312人
		推計	1,880人
	受診率(推計)	47.7%	
特定保健指導	対象者数	積極的支援	95人
		動機付け支援	142人
		推計	237人
	実施者数	支援終了者	18人
		初回面接修了者	108人
		推計	126人
		20年度対象者の評価のみ終了者	22人
	実施率(推計)	39.1%	

資料：藤崎町

図表 特定健診・特定保健指導実施率(平成20年度)

(単位：%)

	平成20年度	平成20年度目標値	県内順位
特定健診率	49.7%	50.0%	2
特定保健指導実施率	21.9%	30.0%	15

資料：平成21年度 青森県国民健康保険団体連合会

## 2 介護予防

平成22年度における、介護予防実施状況は、以下のとおりです。

図表 介護予防（平成22年度）

### 1. 介護予防一次予防対象者（一般高齢者）施策

項目	対象	内容	平成22年度	
ア 介護予防普及啓発事業	(ア) 運動機能向上支援事業 (健康あっぷ教室)	65歳以上の一般高齢者	有酸素運動、筋力トレーニング等を実施し、筋力維持・転倒予防を図る。	藤崎地区 参加者 16人 常盤地区 参加者 21人
	(イ) 認知症予防支援事業 (さわやか教室)	認知症予防事業 (まみしぐ/ほがらか教室) 修了者	手足の運動、頭の体操、リズム運動、ゲーム等を実施し、引き続き認知症の予防を図る。	藤崎地区 参加者 12人 常盤地区 参加者 5人
	(ウ) 認知症予防事業 (脳トレ教室)	65歳以上の一般高齢者	読み書き計算の学習、コミュニケーション等を実施し、脳機能を活性化させ認知症の予防を図る。	藤崎地区 参加者 20人 常盤地区 参加者 16人
	(エ) 閉じこもり・うつ 予防支援事業 (げんき教室)	65歳以上の一般高齢者	手工芸、調理実習、レクリエーション等を実施し、閉じこもりや孤立が誘因となる要介護状態の予防を図る。	藤崎地区 参加者 16人 常盤地区 参加者 17人
	(オ) 介護予防普及啓発事業	65歳以上の一般高齢者	介護予防に関する普及啓発活動を行う。	地域包括支援センターが脳トレ教室において「はつらつ健康教室」を開催し、普及啓発を行った。
イ 地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等に関心のある者	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修および介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等の実施。	ほのぼの協力員と民生委員を対象に、合同研修会を実施 (3月実施予定) (委託：町社協)	

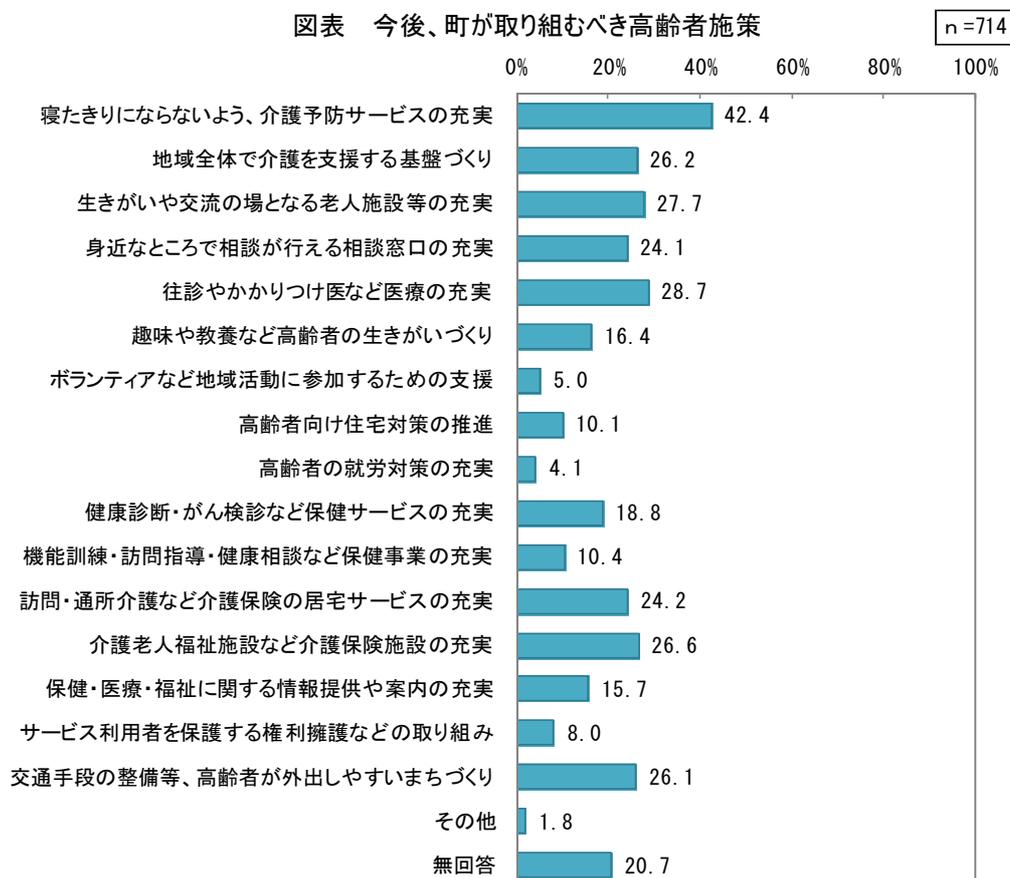
### 2. 介護予防二次予防対象者（要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者）施策

項目	対象	内容	平成22年度
ア 特定高齢者把握事業	65歳以上の高齢者	生活機能評価、基本チェックリスト等により特定高齢者を決定する。	生活機能評価等実施者 1,413人中 特定高齢候補者 288人 特定高齢者 148人 発生率 10.4%

項目		対象	内容	平成 22 年度
イ 通所型介護予防事業	(ア) 運動器の機能向上事業 (筋力あっぷ教室)	65 歳以上の高齢者で運動器の機能低下のおそれがある者	運動器の機能向上支援として、ストレッチ、筋力強化体操、歩行バランス練習、アセスメント、評価等を実施する。	特定高齢者 85 人 参加者 18 人
	(イ) 口腔機能の向上事業 (お口の健康教室)	65 歳以上の高齢者で口腔機能低下のおそれがある者	口腔機能の向上支援として、口腔ケア、口腔機能向上の体操、アセスメント、評価等を実施する。	特定高齢者 80 人 参加者 6 人
ウ 訪問型介護予防事業		65 歳以上の高齢者で通所型介護予防事業に参加できない閉じこもり・認知症・うつ傾向の者	対象者の自宅に訪問し、事業参加への呼びかけや状態の経過観察を行う。	特定高齢者 0 人 参加者 0 人

## (参考) 今後、町が取り組むべき高齢者施策について

アンケート調査において、今後、町が取り組むべき高齢者施策を聞いたところ、「寝たきりにならないよう、介護予防サービスの充実」(42.4%) が最も多く、次いで「往診やかかりつけ医など医療の充実」(28.7%)、「生きがいや交流の場となる老人施設等の充実」(27.7%) が上位に挙がっています。



資料：アンケート調査

## 第3節 計画課題の整理

### 1 高齢者施策推進にむけた課題の整理

これまでの町における高齢者の現況やアンケート調査結果をもとに、継続的な取り組みが望まれる本町の計画課題について、次のように整理します。

#### 課題1：高齢化の進行

- 人口減少が進行するなかにあっても、引き続き、高齢者人口は増加することが見込まれ、特に今後は「団塊の世代」の方々が65歳を迎え、社会経済の変化とともに、高齢化率が増加する時期が目前に迫っています。
- 高齢者人口の増加とともに、寝たきりの高齢者、認知症高齢者といったように、介護や日常的な生活支援が必要な住民も増加することが考えられます。
- 今後介護者の高齢化も進み、“※老老介護”なども懸念されます。

#### 課題2：健康づくりと介護予防対策

- 高齢化が進行するなかで、健康に過ごし、介護や医療を必要としない時期を延ばしていくためには、日ごろからの健康への配慮や生活習慣病予防が重要であり、健康づくりと連携を図りながら、引き続き早い時期から健康づくりや介護予防対策に取り組む必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、医療費や介護費用も年々増加することが見込まれます。
- 町の介護予防についての取り組みについては、介護予防に対する理解を高めるとともに、より多くの参加を促していくことが重要です。

#### 課題3：生きがいの持てる地域づくり

- 団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、新たな生きがい活動や仲間づくり、介護予防、ボランティアなどの社会貢献活動等のさまざまな活動機会の拡充が必要です。その際、高齢者が安全に活動できるよう、活動拠点のバリアフリー化等に配慮する必要があります。

※ 老老介護：

要介護者、介護者ともに高齢者で、老人が老人を介護するという意味で表現される言葉です。その多くの場合、高齢化した子どもがより高齢化した親を介護するケースがみられますが、介護する側が疲れ果て、結局共倒れになってしまうような事態も起こっています。

#### 課題4：自立と尊厳のある暮らしの維持（認知症高齢者への支援）

- 加齢による身体機能の低下と並び、認知症高齢者の増加についても懸念され、地域での生活においては、高齢者自身の自立と尊厳のある暮らしを維持するための対策が望まれます。
- 介護者も安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためには、認知症の早期発見・予防の重要性の理解を深めるとともに、権利擁護などの制度の啓発、地域住民の認知症についての正しい理解が必要です。

#### 課題5：多様なサービスを利用しながらの地域生活の継続

- 今後は高齢準備期や高齢期における介護予防施策だけでなく、たとえ介護を必要とする状態になった場合でも高齢福祉サービスと介護保険サービスを十分に活用し、地域生活の継続ができるよう、サービスの内容や量の確保を図る必要があります。
- 要介護認定者の在宅生活を継続するためには、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯など介護する力の弱い世帯に対する支援が必要であり、こうした生活上の課題を解決したり、介護者を支援したりするためには、介護保険サービスだけでなく、既存の福祉サービスや地域での支え合い活動を利用する等、多様なニーズに応える支援体制が望まれます。

#### 課題6：地域全体で高齢化社会を支える意識の醸成

- 今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、また、日中にひとりで過ごす高齢者が増加し、精神的・身体的な事由によって、地域社会との関わりが持てなくなる状況（孤立化）が考えられます。  
このような世帯では、犯罪による被害、孤独死なども考えられることから、住民、ボランティア団体等と連携し、介護保険サービスとともに、地域での支え合いによる支援のあり方（地域ケア）の構築に取り組むことが求められます。
- 東日本大震災や台風による豪雨等の教訓から、安全・安心な生活を守り、“いざというとき”に心強い支えとなるのは、地域住民の力です。そのため日ごろの交流、つき合いを通じて、支え合える関係づくりをしておくとともに、災害時要援護者支援にむけた台帳の整備等が重要です。

### 課題7：介護保険サービスの利用

- 今後、計画期間において、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、改めて介護保険制度やサービスの利用について周知に努め、介護保険制度の適正な運営と必要なサービス需要を把握するとともに、「在宅生活の継続」を基本とした良質な介護サービスの安定的な供給を確保することが重要です。  
また、サービス提供事業者と相互の情報交換の場や情報共有の機会を持つとともに、安定した介護サービスが供給できるよう、必要に応じた基盤の整備も必要となります。
- 今後の地域包括ケアを形成するにあたり、地域包括支援センターの機能の充実に努めるとともに、介護保険制度に基づく新たな地域密着型サービスの整備にむけて、事業者の協力を得ながら、計画的な整備が必要となります。

## 2 今後、一層の取り組みが期待される施策

第3期計画より継続して取り組まれてきた計画課題のなかでも、今後、一層の取り組みが期待される重点施策を整理します。

### 重点1 認知症対策のさらなる推進

認知症高齢者はますます増加することが予想されており、認知症対策は、第5期計画の主要テーマです。

今後、認知症発症の可能性の高い後期高齢者が大幅に増加することを踏まえ、正しい生活習慣による認知症予防の普及、認知症ケア体制の強化等を展開する必要があります。

#### (本町の現況)

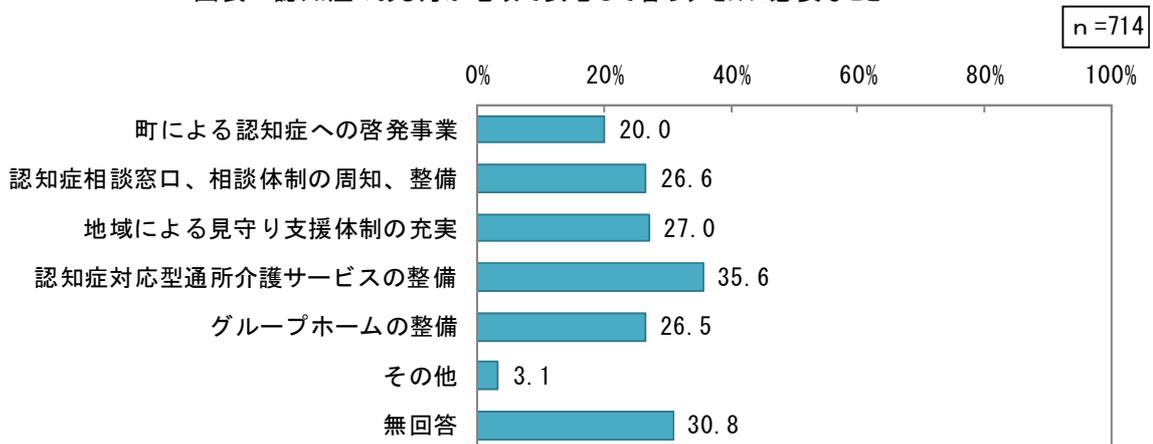
○認知機能に関する判定結果については、「0レベル（障害なし）」が43.3%で最も多くなっていますが、「1レベル（境界的）」が18.8%、「2レベル（軽度の障害）」が13.2%、「3～6レベル（中等度以上）」が15.7%であり、「2レベル以上」（軽度以上の障害）のある高齢者は、3割（28.9%）を占めています。

図表 認知機能

No.		n=714人	(100.0%)
1	0レベル（障害なし）	309	43.3%
2	1レベル（境界的）	134	18.8%
3	2レベル（軽度の障害）	94	13.2%
4	3～6レベル（中等度以上）	112	15.7%
	3レベル（中等度の障害）	48	6.7%
	4レベル（やや重度の障害）	23	3.2%
	5レベル（重度の障害）	35	4.9%
	6レベル（最重度の障害）	6	0.8%
	無回答・判定不能	65	9.1%

資料：アンケート調査

図表 認知症のある方が地域で安心して暮らすために必要なこと



資料：アンケート調査

**重点2 介護予防のさらなる充実**

介護予防に関しては、「対象者の効率的な発見」、「予防教室への参加促進」、「継続的な支援の仕組み」が重要です。

アンケート調査の有効活用や健康増進・保健活動との連携により、地域全体で介護予防に取り組む気運の醸成と仕組みづくりの一層の充実が求められます。

**(本町の現況)**

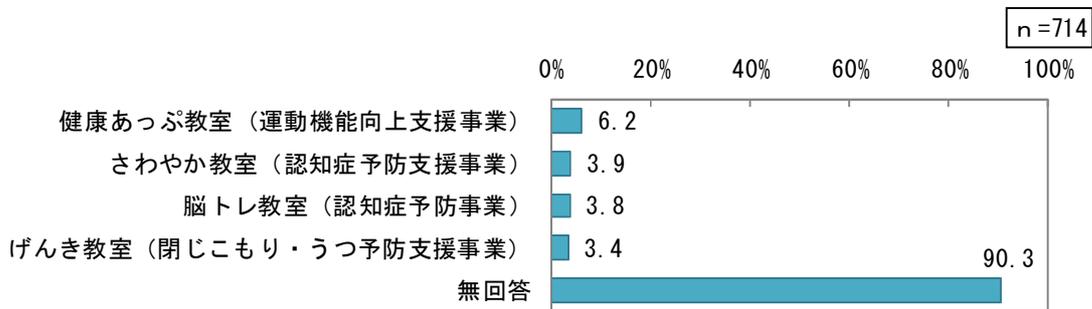
- 本町の介護予防は、改善率が高いものの参加者数は少ないため、今後は、参加者の増加にむけた取り組みが望まれます。
- アンケート調査においても、町で実施している介護予防サービスの利用状況は、いずれも1割未満となっています。

図表 2次予防事業の対象数・参加者数および改善者数(平成22年度)

	対象数		参加者数		改善者数		参加率		改善率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	44人	104人	4人	19人	3人	12人	9.1%	18.3%	75.0%	63.2%

資料：平成22年度介護予防事業の実施状況に関する調査

図表 利用している・したことのある介護予防サービス

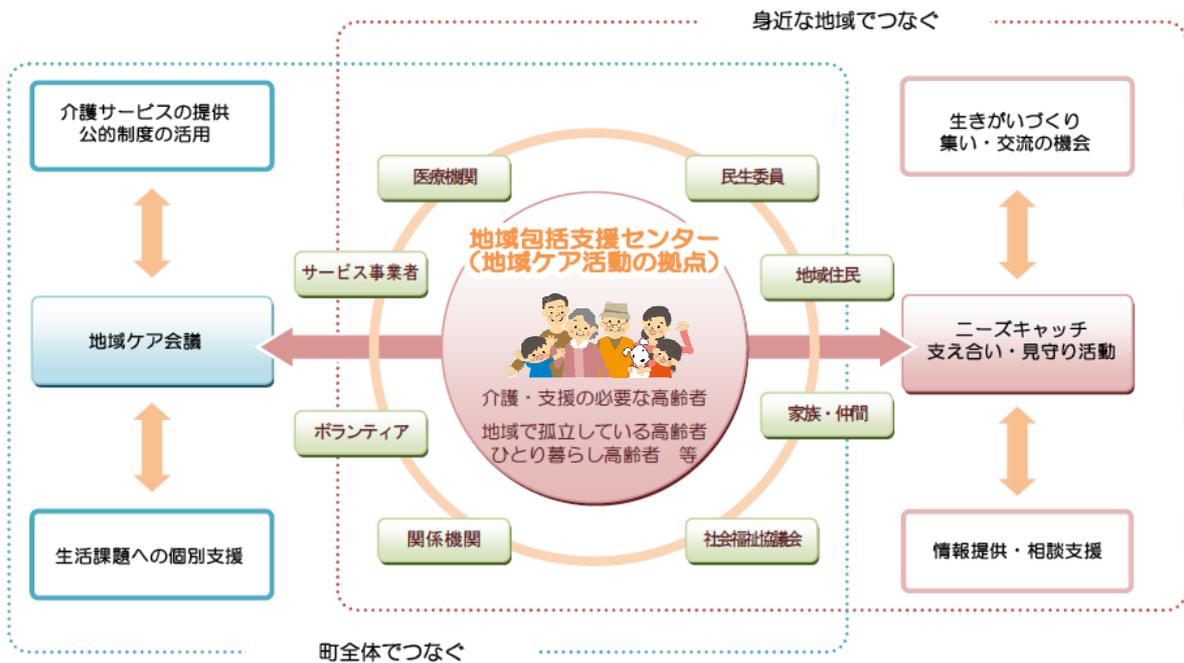


### 重点3 地域包括ケアのさらなる充実

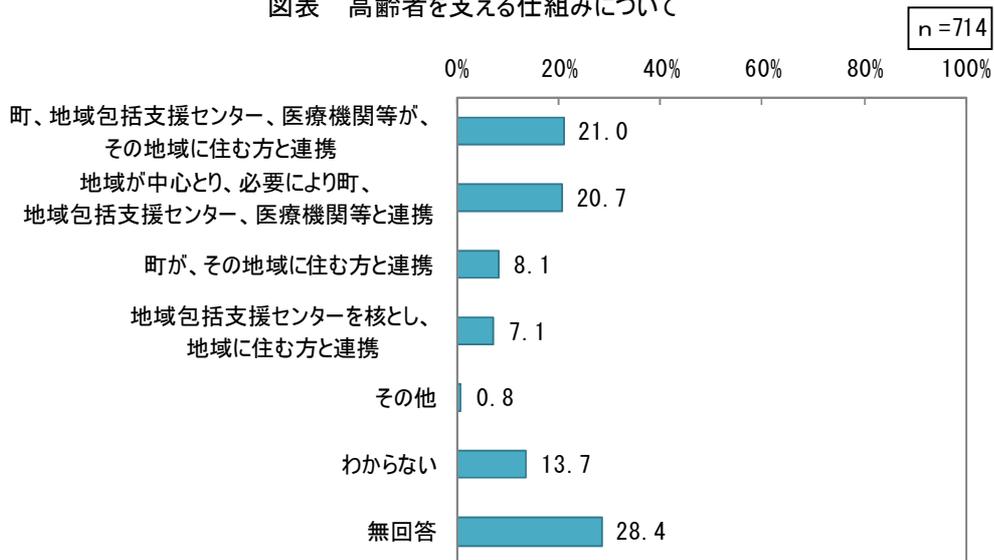
介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築についても、第5期計画の主要テーマのひとつとなっています。

一方、地域包括支援センターに求められる機能が次々に増えるなかで、増え続ける高齢者一人ひとりに対してきめ細かな支援を行っていくためには、現在の体制では地域包括支援センターにかかる負担や期待される役割も大きくなると思われ、地域資源を有効に活用しながら、地域包括ケア体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

図表 地域ケア体制のイメージ



図表 高齢者を支える仕組みについて



資料：アンケート調査

## 第4章 計画の基本的な考え方



## 第4章 計画の基本的な考え方

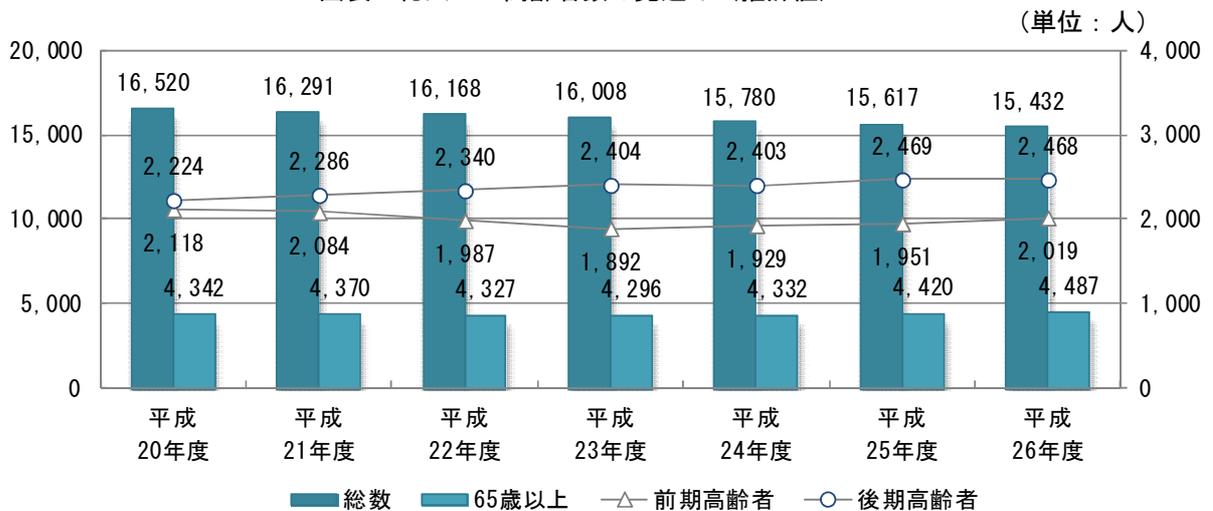
### 第1節 計画期間における高齢者等の見込み

計画期間における高齢者および要介護認定者等の見込みは次のとおりです。

#### 1 総人口・高齢者数の見込み（推計値）

本町の高齢者人口等を<sup>\*</sup>コーホート法（変化率法）により推計すると、平成22年度は4,327人となっており、団塊の世代の高齢化とともに、計画期間においては増加が見込まれます。平成26年度には4,487人程度にまで増加する見通しです。

図表 総人口・高齢者数の見込み（推計値）



資料：藤崎町

<sup>\*</sup> コーホート法（変化率法）：

コーホート法とは、コーホート（同時出生集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法です。変化率法は、このコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

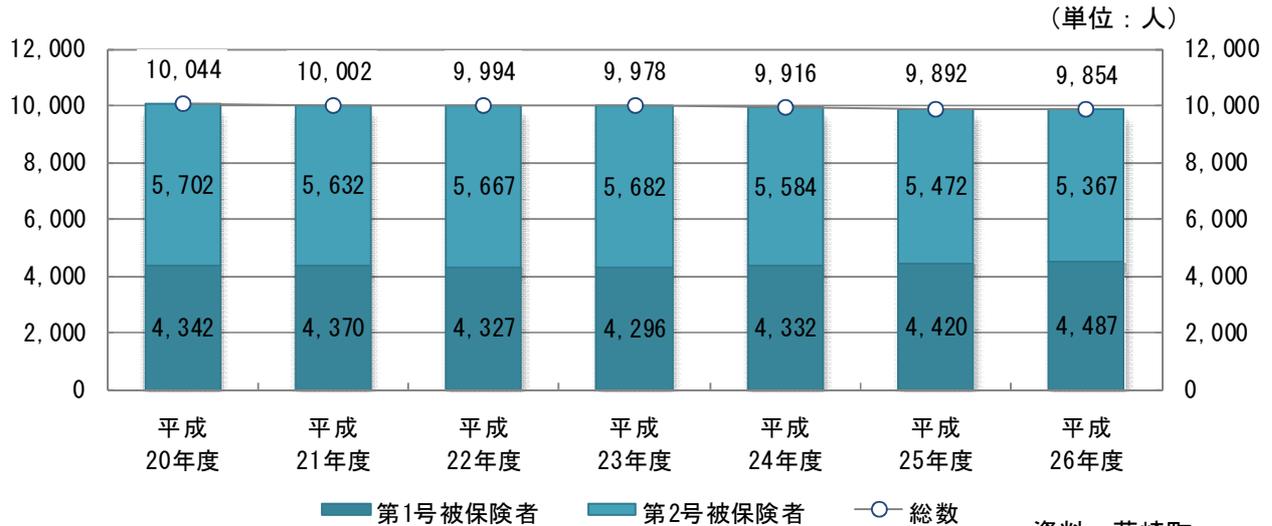
なお、本計画策定にあたっては、直近（平成20～22年度 各10月現在）の住民基本台帳による1歳階級別の人口の変化率を採用しています。

## 2 被保険者数の見込み（推計値）

本町における被保険者は、第1号被保険者が、第2号被保険者を下回っており、計画期間においては、第1号被保険者は増加、第2号被保険者は減少し、被保険者全体としては減少することが見込まれます。

また、平成25年度以降9,900人を下回ることが予測されています。

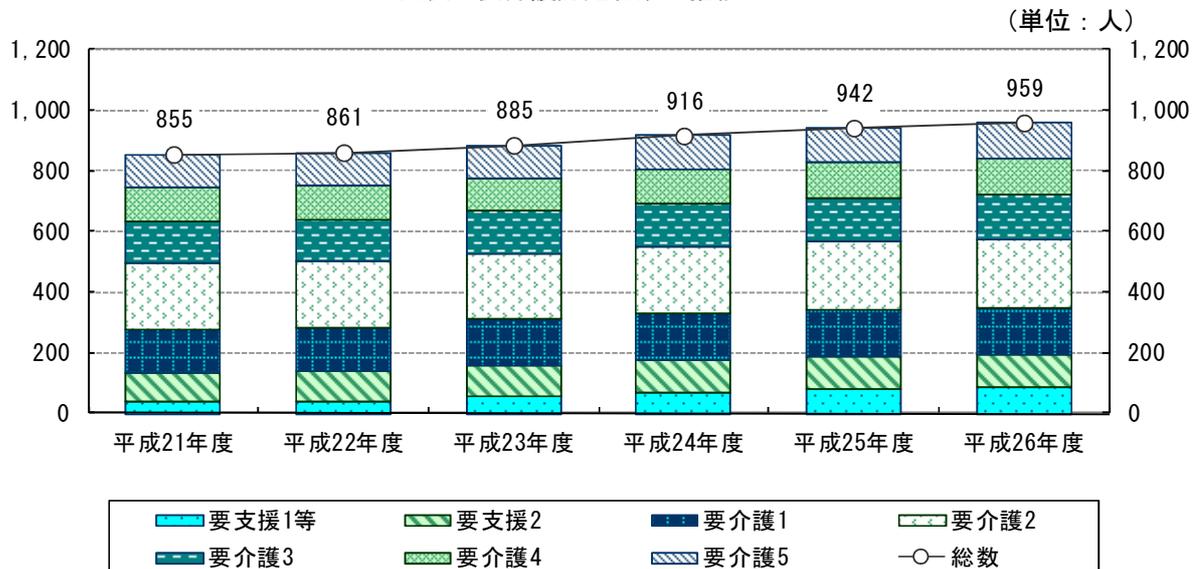
図表 被保険者数の見込み



## 3 要介護認定者数の見込み（推計値）

本町における要介護認定者の推移は、平成21年度の855人から、増加が見込まれ、第5期の最終年度である平成26年度の要介護認定者数は950人を上回る見通しです。

図表 要介護認定者数の推移



## 第2節 第5期介護保険サービスの見込み

本町における介護保険サービスの利用状況から、計画期間におけるサービスの見込み、給付額の見込みをまとめます。

### 1 介護サービス量の推計にあたって

#### (1) 事業量および給付費の推計の考え方（現状）

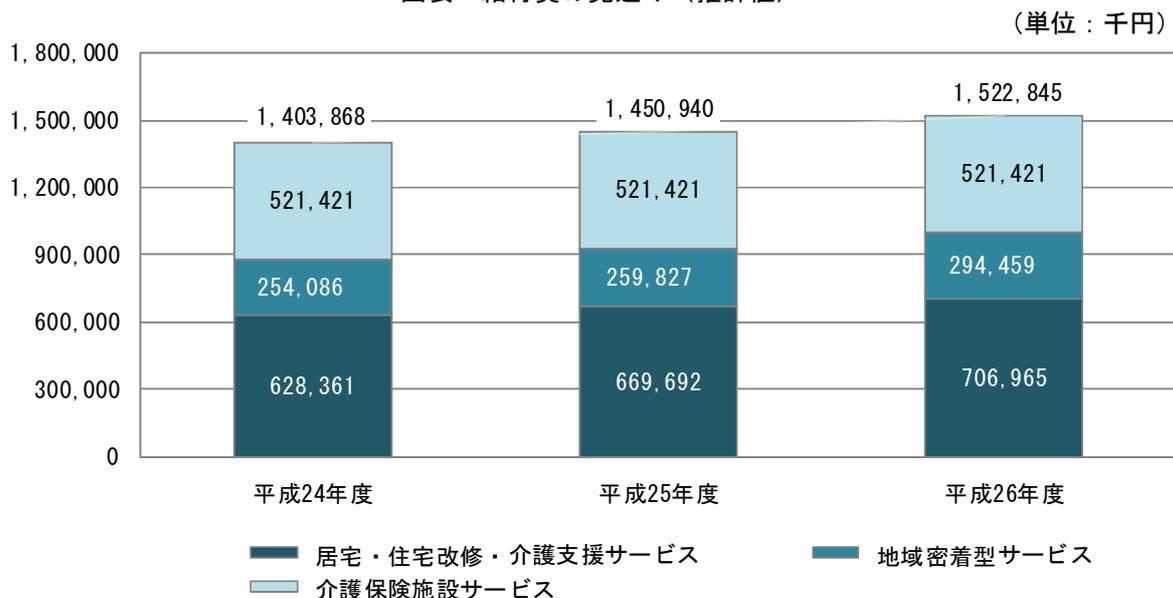
- 推計にあたっては、平成22年度・23年度（各年4月現在）の実績を基礎データとし、厚生労働省の第5期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込み量シートにて事業量および給付費の見込みを算出しています。
- 第5期の介護保険制度の見直しでは、計画期間（平成24～26年度）の各種サービス事業量や給付費を推計しました。

#### (2) サービスの利用見込み（給付費・事業量）

前項の考え方に基づいて推計した各サービスの給付費および事業量の見込みは、次のとおりです。

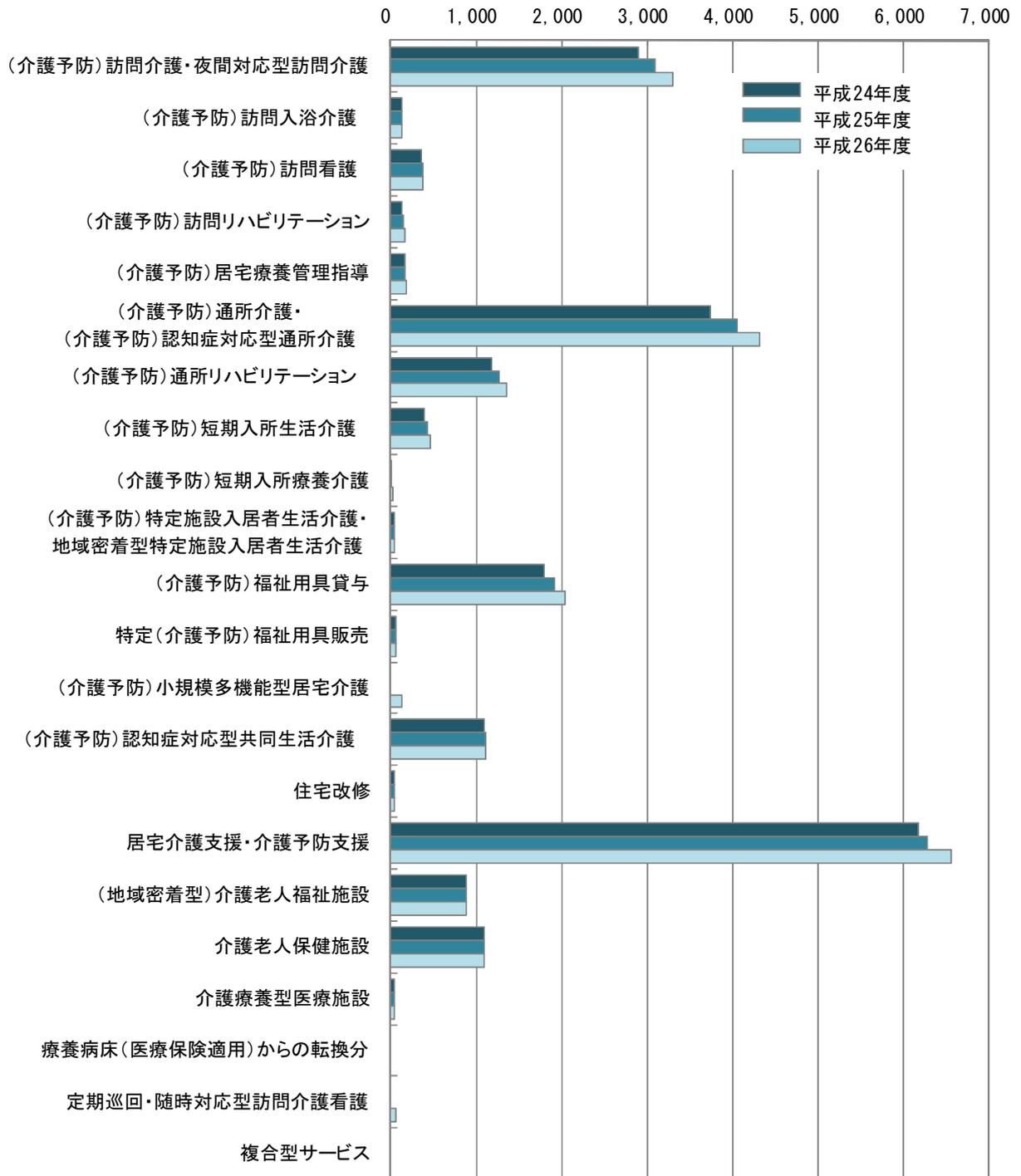
計画期間（平成24～26年度）においては、3年間で約43.7億円の給付費が見込まれます。

図表 給付費の見込み（推計値）



図表 事業量の見込み（推計値）

（単位：のべ人）



資料：藤崎町

## 2 介護サービス量の見込み

### (1) 居宅サービス

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問介護	回数	39,462	41,005	41,929
	(人数)	2,466	2,641	2,779
訪問入浴介護	回数	410	410	410
	(人数)	135	135	135
訪問看護	回数	2,030	2,089	2,081
	(人数)	357	372	376
訪問リハビリテーション	回数	1,508	1,720	1,933
	(人数)	126	144	161
居宅療養管理指導	人数	171	173	176
通所介護	回数	25,153	27,590	29,564
	(人数)	2,851	3,109	3,320
通所リハビリテーション	回数	7,222	7,832	8,441
	(人数)	867	942	1,016
短期入所生活介護	日数	6,515	7,102	7,689
	(人数)	392	425	457
短期入所療養介護	日数	416	483	551
	(人数)	14	17	19
特定施設入居者生活介護	人数	49	51	51
福祉用具貸与	人数	1,757	1,870	1,983
特定福祉用具販売	人数	55	55	55

### (2) 地域密着型サービス

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	63
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	135
認知症対応型共同生活介護	人数	1,086	1,111	1,118
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0
複合型サービス	人数	0	0	0

### (3) 住宅改修

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修	人数	37	37	37

### (4) 居宅介護支援

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護支援	人数	4,648	4,712	4,848

### (5) 介護保険施設サービス

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	人数	876	876	876
介護老人保健施設	人数	1,092	1,092	1,092
介護療養型医療施設	人数	36	36	36
療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数	0	0	0

## 3 介護予防サービス量の見込み

### (1) 居宅サービス

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防訪問介護	人数	437	454	519
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	0	0	0
介護予防通所介護	人数	886	943	1,001
介護予防通所リハビリテーション	人数	320	328	337
介護予防短期入所生活介護	日数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	日数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	40	45	49
特定介護予防福祉用具販売	人数	9	9	10

## (2) 地域密着型サービス

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	(人数)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0

## (3) 住宅改修

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防住宅改修	人数	10	10	10

## (4) 介護予防支援

(年間)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防支援	人数	1,520	1,564	1,704

## 4 各サービスの給付費の見込み

### (1) 介護給付に係る給付費

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス	504,141	541,641	572,794
訪問介護	128,587	133,763	136,960
訪問入浴介護	4,740	4,740	4,740
訪問看護	13,181	13,393	13,146
訪問リハビリテーション	4,272	4,873	5,475
居宅療養管理指導	1,199	1,211	1,224
通所介護	202,721	222,346	238,082
通所リハビリテーション	63,986	69,447	74,908
短期入所生活介護	54,083	58,657	63,230
短期入所療養介護	4,040	4,699	5,357
特定施設入居者生活介護	5,664	5,764	5,844
福祉用具貸与	20,256	21,336	22,416
特定福祉用具販売	1,412	1,412	1,412
(2) 地域密着型サービス	254,086	259,827	294,459
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	7,158
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	25,762
認知症対応型共同生活介護	254,086	259,827	261,539
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
(3) 住宅改修	370	370	370
(4) 居宅介護支援	65,399	66,351	68,230
(5) 介護保険施設サービス	521,421	521,421	521,421
介護老人福祉施設	224,885	224,885	224,885
介護老人保健施設	286,542	286,542	286,542
介護療養型医療施設	9,994	9,994	9,994
療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0
介護給付費計（小計）→（I）	1,345,417	1,389,610	1,457,274

## (2) 介護予防給付に係る給付費

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス	52,013	54,709	58,366
介護予防訪問介護	8,477	8,805	10,081
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護	31,188	33,206	35,224
介護予防通所リハビリテーション	11,992	12,324	12,656
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	169	187	205
特定介護予防福祉用具販売	187	187	200
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	100	100
(4) 介護予防支援	6,338	6,521	7,105
介護予防給付費計(小計) → (Ⅱ)	58,451	61,330	65,571
総給付費(合計：(Ⅰ) + (Ⅱ))	1,403,868	1,450,940	1,522,845

## 第3節 計画の基本理念・基本目標

### 1 基本理念（めざす姿）

（基本理念）

#### 地域ぐるみで支え合う健康と福祉のまち

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らす地域づくり  
ともに支え合う安心な地域づくり

本計画では、第3期計画より、団塊の世代が高齢期を迎える2015年（平成27年度）を踏まえた計画づくりが求められ、本町においても、新たな介護保険制度に対応し、より介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者保健福祉施策と一体的に進めてきました。

そこで、第5期（本計画期間）においても、第3期計画における計画の基本理念である「地域ぐるみで支え合う健康と福祉のまち」を継承し、計画課題を踏まえながら、高齢者はもとより、すべての住民が安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の維持・増進や介護予防をめざした各方策に重点的に取り組むとともに、介護が必要となっても状態の維持改善への方策とあわせ、在宅で自立した生活を送ることができるよう介護保険サービスの推進に努めます。また、すべての人の個性が尊重され、人としての尊厳を持って心豊かに暮らすことのできるまちを実現するため、地域全体で互いに支え合うまちづくりをめざします。

また、本計画は、今後、団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年度を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、さまざまな支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現にむけて、総合的に施策を推進していく初年度の計画となることから、「地域ぐるみで支え合う健康と福祉のまち」とともに、「一人ひとりがいきいきと健やかに暮らす地域づくり」、「ともに支え合う安心な地域づくり」を新たにめざします。

## 2 基本目標

計画課題を踏まえ、高齢者が住みなれた地域、家庭で、生涯にわたって尊厳を持ち、自分らしい暮らしを送れるよう、本計画期間に達成すべき目標を、地域全体で互いに支え合いのなかで暮らす高齢者や住民の将来像として、次のように位置づけます。

### 1：健康づくりや介護予防に積極的に取り組む高齢者

#### [ 計画課題からの町の取り組み方針 ]

- 介護予防の円滑な実施に努めます。
- 認知症によって介護が必要となる高齢者をできるだけ抑えるために、早期発見・対応に努めるとともに、従来の施設中心の介護から、さまざまなサービスを利用して可能な限り在宅で暮らせるよう、いつでも相談に応じられる拠点の整備など、さらなる充実を図ります。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進にむけて、必要な人材を育成するとともに、支援の必要な高齢者が、尊厳のある暮らしができるよう努めます。
- 介護が必要になった高齢者には、住み慣れた地域で普段の生活実態からできるだけ離れることなく、介護サービスを利用していくために、地域包括支援センターが総合的な相談窓口として機能するよう体制づくりを進めます。
- 利用者が適切な介護サービスを選択することが可能となるよう、事業者への指導や支援を行うなど、利用者の立場に立った介護保険サービスの提供に努めます。

高齢者一人ひとりが、介護予防の趣旨を理解して、主体的に取り組むことのできるよう、疾病や介護予防に関する知識の普及啓発、認知症予防や権利擁護の浸透など、できる限り介護を必要としない高齢期を過ごすことをめざした介護予防活動に引き続き取り組みます。

#### [ 実現へむけての基本目標 ]

基本目標 1：介護予防・認知症予防対策の推進

基本目標 2：必要に応じた多様なサービス等の提供

## 2：健康に心がけながら、地域でいきいきと暮らす高齢者

### [ 計画課題からの町の取り組み方針 ]

- 日ごろから健康の維持・増進を図り、さまざまな生きがいがいづくりに参加できるように、健康推進への取り組みに努めます。
- 高齢者がいきいきと活動できるように、高齢者の主体的な活動への支援や交流の場づくりを進めます。
- 団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、文化・スポーツ・地域活動を通じて、豊かで健康的な生活を維持できるように、自己実現や地域社会への参加意欲を充足できるような地域づくりに取り組みます。

高齢期のみならず、40歳代や50歳代を含めた世代を豊富な経験と能力を持つ、地域の“人財”と位置づけ、高齢期の前から積極的に地域の一員として活動するよう働きかけ、地域や社会のさまざまな場面で活躍できるような環境づくりに取り組みます。

### [ 実現へむけての基本目標 ]

基本目標3：正しい生活習慣と健康づくりの推進

基本目標4：生きがいのある地域づくり

### 3：ともに支え合い、安心感のある地域社会づくり

#### [ 計画課題からの町の取り組み方針 ]

- ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住環境や公共施設のバリアフリー化など、人にやさしい住まいやまちづくりへの取り組みに努めます。
- 高齢化に伴い、自動車等の移動手段を持たない住民が、地域の交流機会や医療・購買機会を失うことのないよう、持続可能な公共交通の確保にむけて、生活利便性、保健福祉の向上の両面から、総合的に検討します。
- 地域におけるさまざまな活動団体や福祉資源との連携を図り、安全・安心な暮らしを実感できる施策を推進していくため、今後も継続して地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいきます。

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で自立した暮らしを送れるよう、在宅生活の支援に取り組めます。さらに、高齢者にとっての安全な生活環境づくりをめざして、地域や関係機関と協力して交通環境、防災、防犯、交通安全など、安心して暮らすことのできる安全な地域づくりに取り組めます。

#### [ 実現へむけての基本目標 ]

基本目標5：地域で支え合う福祉のまちづくり

基本目標6：安心して暮らせる環境づくり

## 第4節 施策体系

(基本理念)

### 地域ぐるみで支え合う健康と福祉のまち

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らす地域づくり  
ともに支え合う安心な地域づくり

(高齢者像)

(基本目標・施策体系)

- ともに支え合い、安心感のある地域社会づくり
- 健康に心がけながら、地域でいきいきと暮らす高齢者
- 介護予防に取り組み、自立した生活をめざす高齢者

#### 基本目標1：介護予防・認知症予防対策の推進

- 1-1 介護予防の推進
- 1-2 認知症対策の推進

#### 基本目標2：必要に応じたサービス等の提供

- 2-1 地域ケア体制の整備
- 2-2 介護保険サービスの提供
- 2-3 自立生活への福祉サービス・生活支援の実施

#### 基本目標3：正しい生活習慣と健康づくりの推進

- 3-1 高齢期前からの生活習慣の定着化
- 3-2 高齢期における健康づくりの推進

#### 基本目標4：生きがいのある地域づくり

- 4-1 学習・交流機会による生きがいづくり
- 4-2 地域活動・就労による社会参加の実現

#### 基本目標5：地域で支え合う福祉のまちづくり

- 5-1 地域での支え合いネットワークの構築
- 5-2 ボランティアの育成

#### 基本目標6：安心して暮らせる環境づくり

- 6-1 暮らしやすい住まいへの対応
- 6-2 安全・安心な地域づくりの推進

## 第5章 施策の展開



## 第5章 施策の展開

### 基本目標 1：介護予防・認知症予防対策の推進

自立した生活やさまざまな活動を継続していくためには、健康であることが必要です。

加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、かかりつけ医に相談しながら、病気の予防・早期発見・治療に努めていくことが大切であることから、生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援を展開します。

#### 1-1 介護予防の推進

##### 1. 基本方針（施策の目的）

広報や活動を通じて介護予防への理解を促し、参加者の増加に努めるとともに、身近な地域での交流や活動を通じて、閉じこもりの防止と心身の状態に応じた適切な支援プログラムを提供し、要介護状態の発生予防を目的とした介護予防を推進します。

また、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、一次予防、二次予防を中心に、地域支援事業を実施します。

##### 2. 施策での取り組み

###### 1-1-1：介護予防の普及啓発 【継続実施】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

介護予防の必要な対象者の把握を十分に行うよう、高齢者が多く集まる場所でのチェックの実施など、より多くの方に受けてもらえるよう、広報やパンフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。

また、介護予防対象者の実態把握、介護予防教室の検証、周知を図り、参加率の向上に努めます。

1-1-2：地域支援事業による介護予防の実施 【 継続実施 】

〔 事業の実施概要・今後の取り組み 〕

要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者（二次予防事業対象者）の把握のため、引き続き基本チェックリスト（生活機能評価）結果から対象者を選定し、要介護状態の予防を目的とした介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう、地域支援事業を実施します。

分 類		概 要
(1) 介護予防事業	①一次予防事業	すべての高齢者やその支援に関わる方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発、地域における自主的な介護予防活動の支援を目的とする一次予防事業（旧 一般高齢者施策）を行い、健康寿命の延伸をめざします。
	②二次予防事業	要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象に、介護予防を目的とする二次予防事業（旧 特定高齢者施策）を行い、要介護認定者の増加抑制をめざします。
(2) 包括的支援事業		地域包括支援センターが主体になって、高齢者やその家族への相談や支援、権利擁護、ケアマネジャーへの支援などを行います。
(3) 任意事業		要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村独自の事業を行います。
(4) 介護予防・日常生活支援 総合事業 【平成 24 年度介護保険制度改正に伴う新規事業】		介護保険の「要支援」と「非該当（自立）」を行き来するような高齢者の状態に応じて、介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加を含めて総合的なサービスを提供します。

注：地域支援事業費は介護保険料の一部によって運営されています。

① 一次予防対象者（一般高齢者）への介護予防事業

施策・事業		内容/方向性
介護 予 防 普 及 啓 発 事 業	運動器の機能向上事業 （健康あつぷ教室）	筋力維持、転倒防止を図る観点から、有酸素運動、筋力トレーニング等を実施します。
	認知症予防支援事業 （さわやか教室）	認知症予防事業の修了者に対し、手足の運動、頭の体操、ゲーム、リズム運動、茶話会等を実施し、引き続き認知症の予防を図ります。
	認知症予防事業 （脳トレ教室）	読み書き計算の学習、コミュニケーション等を実施し、脳機能を活性化させ認知症の予防を図ります。
	閉じこもり、うつ予防支援事業（げんき教室）	家に閉じこもらず、生きがいを持って生活を送るための支援として、手工芸、調理、レクリエーション等を実施します。
	介護予防普及啓発事業	社協が開催する、いきいきふれあいサロンにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発活動を行います。
地域介護予防活動支援事業		①介護予防に関するボランティア等の人材の育成・支援 ②介護予防に資する地域活動組織の育成・支援

② 二次予防対象者（要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者）への  
介護予防事業

施策・事業		内容/方向性
二次予防対象者把握事業		生活機能評価、基本チェックリスト等により二次予防対象者を決定します。
通所型介護予防事業	運動器の機能向上事業 (筋力あっぷ教室)	転倒骨折の予防および加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチや有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施します。
	口腔機能の向上事業 (お口の健康教室)	摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施します。また、低栄養の予防についても指導、実習します。
訪問型介護予防事業		二次予防対象者のなかでも、通所型介護予防事業に参加できない閉じこもりや認知症、うつ等の恐れがある者に対し、以下の事業を行います。 ①アセスメント ②状態に適したサービスへの参加呼びかけ等 ③事後のアセスメント

1-1-3：介護予防サポーター、ボランティアの育成・活用 【新規実施】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

町や事業者がすべてを提供する構図ではなく、高齢者が自ら介護予防や介護に取り組むという視点に立ち、地域に介護予防拠点を増やすことを目的に、自主グループ立ち上げ等、より身近な場所で介護予防の取り組みに参加できるように、介護予防サポーター、ボランティアの育成・活用を図ります。

施策・事業	内容/方向性
介護予防サポーター、ボランティアの育成・活用	地域で自主的に介護予防活動を行おうとする人や、町の介護予防事業にボランティアとして活動したい人等、高齢者を主な対象者として、介護予防に関する知識や技術を身に付ける研修を行い、人材の育成・活用を行います。

1-1-4：介護予防・日常生活支援総合事業 【新規実施】

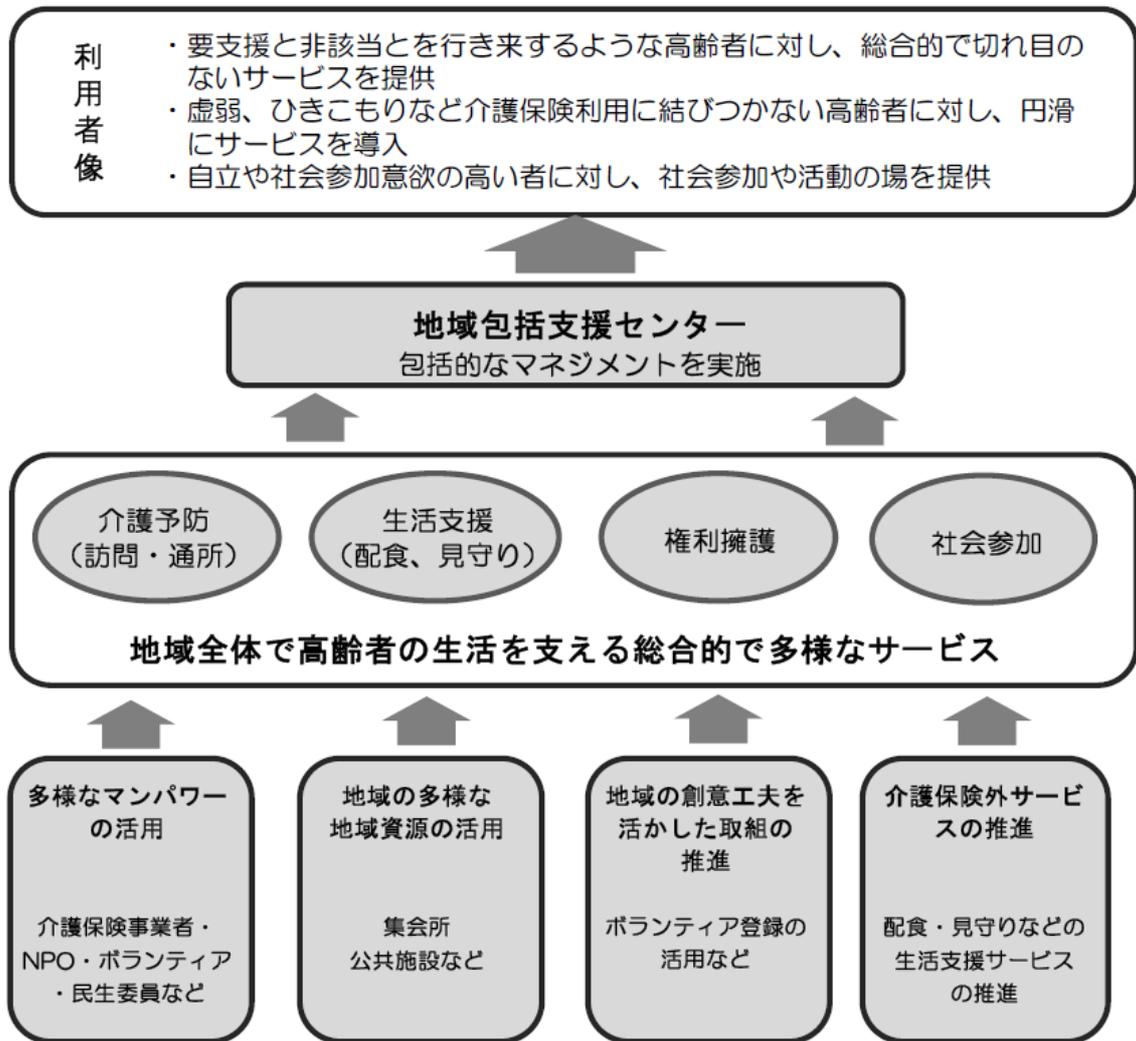
[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

事業対象となる利用者像とサービス提供体制を検討したうえで、必要に応じて、計画期間中に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するよう努めます。

本町においては、高齢者の生活支援として、ひとり暮らしの方等の安否確認を行うとともに、町内の既存施設等を活用した、ボランティア等による配食見守りサービスの実施にむけて検討を図ります。

事業	内容/方向性
町内の既存施設等を活用した配食見守りサービス	町内の既存施設等を活用し、高齢者の生活支援サービスの取り組みとして、ボランティア等により配食時に安否確認を行い、健康で自立した生活を支援します。

図表 (参考) 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ



## 1-2 認知症対策の推進

### 1. 基本方針（施策の目的）

住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、家族とともに安心して生活をするために、認知症について、地域や家族が正しく理解し、地域全体で高齢者の人権を守り、支援する体制づくりを推進します。

また、高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高め、関係機関との連携した体制が図れるよう、高齢者虐待防止対策を推進します。

そのほか、高齢者が認知症などによって、自らの判断能力が低下するような状態に陥った場合にも、不利益を負うことがないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及、推進に努めるとともに、市民後見人の育成・活用を進めます。

### 2. 施策での取り組み

#### 1-2-1：認知症への理解・地域支援体制の整備 【新規・継続実施】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

認知症高齢者等や同居家族が、地域で安心して生活することができるよう、認知症に対する偏見をなくすための啓発活動を進めるとともに、地域全体で認知症の人やその家族を支援するネットワークを構築するなど、認知症対策の総合的・継続的な支援体制の整備に努めます。

施策・事業	内容/方向性
介護予防普及啓発事業	社協が開催する、いきいきふれあいサロン等において、認知症予防の普及啓発活動を行います。
家族介護教室	高齢者を介護している家族等を対象に、認知症に関する正しい理解と上手な対応に役立つ情報提供や、介護者の休養や健康管理に役立つ社会資源等の活用について情報提供を行います。
住民への周知	広報やパンフレット等を活用し、認知症に関する知識の普及啓発を図ります。
認知症サポーターの育成・活用	認知症サポーターを育成し、地域に認知症への理解を深める活動を展開します。

## 1-2-2：認知症高齢者支援 【 継続実施 】

### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者を対象とした教室を実施するほか、要介護（要支援）認定者については、介護保険による各種サービスを提供します。

施策・事業	内容/方向性
認知症予防教室	高齢者の認知症を初期段階でくい止め、要介護状態になることを予防します。
認知症対応型通所介護 (介護保険)	認知症で廃用症候群(寝かせきりなどの状態で心身の不使用・不活発によって起こる機能低下)の状態のある者について、日常生活上の世話および機能訓練を通所施設で行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護保険)	認知症で廃用症候群の状態のある者について、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話および機能訓練を行います。
介護予防認知症対応型 通所介護 (介護保険)	軽度の認知症で廃用症候群の状態のある者について、日常生活を想定しつつ、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、通所施設で行います。
介護予防 認知症対応型共同生活介護 (介護保険)	軽度の認知症で廃用症候群の状態にある者について、日常生活を想定し、筋力トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、期間を区切り集中的にグループホームで行います。

## 1-2-3：権利擁護の周知・推進 【 新規・継続実施 】

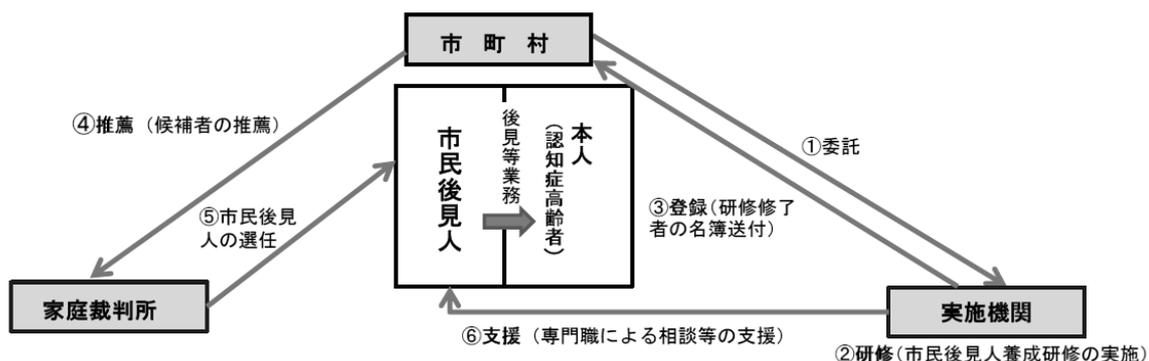
### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

認知症高齢者の増加に伴い、今後権利擁護の必要性が高まることが予測されるため、市民後見人の育成を進めるとともに、権利擁護に関するパンフレットの配布、関係者に対する研修会などにより、制度の周知を行います。

また、権利擁護に関するマニュアルに基づき、多様な相談に応じられるよう専門機関との連携強化を図ります。

施策・事業	内容/方向性
成年後見制度	認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、日常生活に困っている住民に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行います。
市民後見人の育成・活用	今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進します。

図表 市民後見人を活用した取り組み例



1-2-4 : 虐待等防止対策 【 継続実施 】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

要介護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待に対し、虐待等防止協議会を中心に、虐待等防止にむけた協議・検討を図り、虐待等防止対策を推進します。

施策・事業	内容/方向性
虐待等防止協議会	町および関係団体・機関等が連携を図り、虐待等の防止および早期発見並びに被害者および家族への支援をめざし、協議会・ケース会議を開催します。

## 基本目標 2 必要に応じたサービス等の提供

今後も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が続けられるようにするためには、介護保険サービスのほか、地域の保健医療サービスや福祉サービス、ボランティアや民間団体によるサービスを包括的なマネジメントのもとで、地域でともに支え合っていくしくみの強化を図り、高齢者を地域全体で支える取り組みを推進します。

また、地域ケアのさらなる推進にむけて、地域包括支援センターとの調和を図り、専門性の高い、多様なサービス提供に努め、本町の高齢者が地域でいつまでも暮らし続けていくために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する体制の強化を図ります。

### 2-1 地域ケア体制の整備

#### 1. 基本方針（施策の目的）

地域における高齢者のさまざまな課題に対応するために、地域包括支援センターにおける総合的な相談支援と既存の地域活動や関係機関と連携し、高齢者一人ひとりの状況に応じた保健・医療・福祉など、必要なサービスの提供や地域ぐるみによる支え合いとなるよう、継続的な地域ケア体制の確立をめざします。

#### 2. 施策での取り組み

##### 2-1-1：多様な相談支援 【 継続実施 】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

地域に住む高齢者のさまざまな相談を受け止め、適切な機関や制度、サービス等につなぎ、継続的にフォローアップしていくことにより、地域包括ケアへの「入り口」として充実を図ります。

施策・事業	内容/方向性
実態把握 (基本チェックリスト)	総合相談支援等を適切に行い、町全体の介護予防・健康づくりを推進するため、地域の高齢者における心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行います。
困難事例への対応	高齢者やその家庭に重層的な課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合など、解決困難と思われる場合において、地域包括支援センターの各専門職等と連携し、その解決を図ります。

## 2-1-2：地域ネットワークの構築 【 継続実施 】

## 〔 事業の実施概要・今後の取り組み 〕

効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者の総合相談へとつなげるとともに、適切な支援・継続的な見守り等により、さらなる問題の発生を防止するため、地域におけるさまざまな関係者のネットワーク構築にむけ次の業務等の推進を検討していきます。

また、地域活動等を通じて、地域の生活課題の解決に導く体制の構築に努めるとともに、権利擁護制度等の利用促進、虐待等防止体制の充実、認知症高齢者等の支援体制の充実に努めます。

- ① 地域の社会資源やニーズの把握
- ② 地域におけるネットワークの構築
- ③ 地域住民への啓発活動

## 2-1-3：包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援） 【 継続実施 】

## 〔 事業の実施概要・今後の取り組み 〕

地域ケアシステムの充実に努め、保健・医療・福祉の連携や地域の人々の支援について、継続性のあるマネジメント体制の確立をめざします。

また、地域包括支援センターでの地域の高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言、介護予防ケアマネジメント等により、体制整備を図ります。

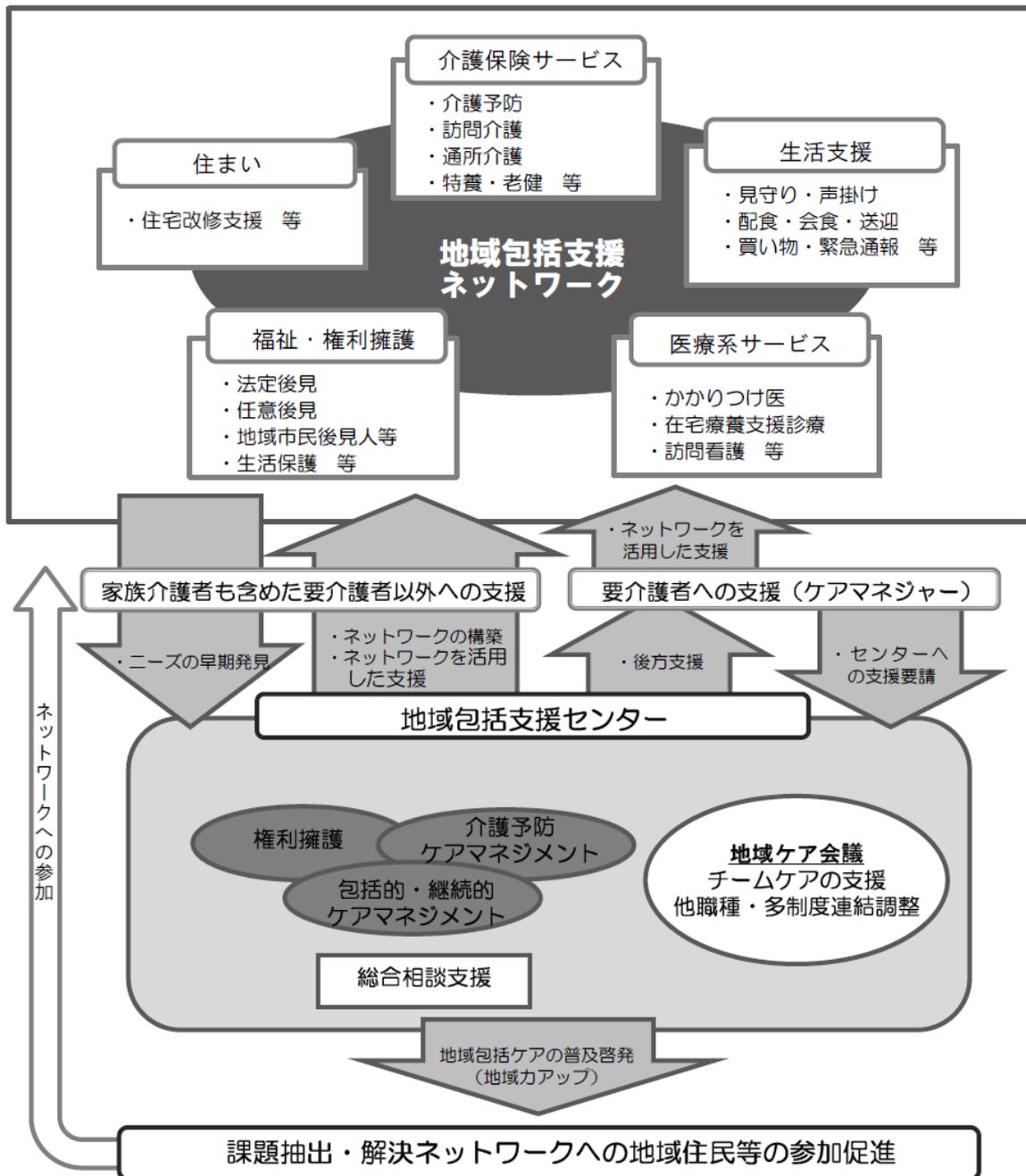
施策・事業	内容/方向性
包括的・継続的な ケアマネジメントの体制構築	<p>介護保険以外の関わりも含め、包括的・継続的ケアを可能にする体制を作り、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援し、個々の介護支援専門員が他職種・多機関と連携を図りながら高齢者を支える活動ができるよう推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関との連携体制づくり</li> <li>② 医療機関との連携体制づくり</li> <li>③ 地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり</li> <li>④ サービス担当者会議開催支援</li> <li>⑤ 入院(所)・退院(所)時の連携</li> </ul>
介護支援専門員に対する 個別支援	<p>主任介護支援専門員を配置し、以下のような取り組みを通して地域の介護支援専門員への支援体制の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談窓口</li> <li>② 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応</li> <li>③ 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援</li> <li>④ 質の向上のための研修</li> <li>⑤ ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導</li> <li>⑥ 介護支援専門員同士のネットワーク構築</li> <li>⑦ 介護支援専門員に対する情報支援</li> <li>⑧ ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ</li> </ul>

2-1-4：地域包括支援センターの機能強化 【 新規実施 】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者一人ひとりを多方面の分野が連携して支える地域包括支援ネットワークの構築にむけて、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

図表 地域包括支援ネットワークのイメージ



## 2-2 介護保険サービスの提供

### 1. 基本方針（施策の目的）

介護保険サービスをできる限り効率的に提供できるよう、計画期間における、各種介護サービスの供給見込み量に基づく、適正な介護サービスの提供を図ります。

また、今後の需要の増加に備え、介護予防サービスの充実、利用促進とともに、要介護度の重度化を抑制します。

### 2. 施策での取り組み

#### 2-2-1：介護保険制度についての周知 【 継続実施 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、介護保険制度の利用方法や制度の仕組み、利用の手続き等について再認識していただくよう、全地区への出前講座、パンフレット配布等により、周知を図ります。

#### 2-2-2：介護保険によるサービスの提供 【 継続実施 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、必要なサービス量を確保します。また、介護サービスの質的向上および介護給付費適正化のためのケアプランチェックを引き続き行います。

##### ① 介護サービス

事業	内容/方向性
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	現行どおり、ホームヘルパーによる食事や洗濯、掃除、身の回りの世話、買い物、通院介助、その他必要な家事・介護サービスを行います。
訪問入浴介護	現行どおり、入浴が困難な寝たきりのお年寄りなどの家庭を、入浴施設や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	現行どおり、主治医が認めた者に対し、訪問看護ステーションの看護師や保健師等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら病状を観察し、また、床ずれの手当等を行います。
訪問リハビリテーション	現行どおり、主治医が認めた者に対し、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を提供します。

事業	内容/方向性
居宅療養管理指導	現行どおり、医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	現行どおり、デイサービスセンター等に通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供します。
通所リハビリテーション (デイケア)	現行どおり、主治医が認めた者に対し、介護老人保健施設や医療機関等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供します。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	現行どおり、短期間(1週間程度)介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	現行どおり、短期間(1週間程度)介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所しながら介護や機能訓練を提供します。
特定施設入居者生活介護	現行どおり、特定施設の入居者に対し、介護サービスを提供します。
福祉用具貸与	現行どおり、日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための用具等の貸与を行います。
特定福祉用具販売	現行どおり、居宅において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入に要した経費の9割を支給します(上限あり)。
住宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。
居宅介護支援	介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービス提供確保にむけた連絡調整等を行います。

## ② 介護予防サービス

事業	内容/方向性
介護予防訪問介護	利用者が主体的に行う調理・洗濯等に対する支援を訪問介護員が居宅で行います。
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として利用者の入浴に対する支援を居宅で行います。
介護予防訪問看護	基礎疾患を抱えつつ廃用症候群(寝かせきりなどの状態で心身の不使用・不活発によって起こる機能低下)対策を行うほか、利用者の基礎疾患の管理を居宅で行います。
介護予防訪問 リハビリテーション	日常生活を想定し、運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に居宅で行います。
介護予防 居宅療養管理指導	日常生活を想定し、利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を居宅で行います。
介護予防通所介護	日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を短期集中的に通所施設で行います。
介護予防通所 リハビリテーション	日常生活を想定し、運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行います。
介護予防 短期入所生活介護	退所後の日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期間入所させ集中的に行います。

事業	内容/方向性
介護予防 短期入所療養介護	利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群対策としての機能訓練等を中心に、施設に入所させて行います。
介護予防特定施設 入居者生活介護	日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、期間を区切り集中的に特定施設で行います。
介護予防福祉用具貸与	利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行います。
特定介護予防 福祉用具販売	利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものであって、入浴または排せつの用に供するものの販売を行います。
住宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。
介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	地域包括支援センターのケアマネジャー等が中心となり「介護予防プラン」を作成します。

## ③ 施設サービス

事業	内容/方向性
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	老人保健施設において、施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話を行うサービスです。
介護療養型医療施設	病院等において、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話、及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。

## 2-2-2：地域密着型サービスの提供 【 継続実施 】

## [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

現時点の地域密着型サービスは、グループホームを中心とした提供になっており、今後も適切なサービス提供に努めます。

また、今後の地域ケアの充実にむけて、新規事業実施への検討を図ります。

事業	内容/方向性
認知症対応型通所介護	認知症でさまざまな心身の機能が低下した状態にある方について、日常生活上の世話および機能訓練を通所施設で行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症でさまざまな心身の機能が低下した状態にある方について、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話および機能訓練を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行います。

事業	内容/方向性
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援します。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設の入所者に対し、日常生活上の世話および機能訓練、療養上の世話を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対し、日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。
介護予防認知症対応型通所介護	軽度の認知症で廃用症候群の状態のある者について、日常生活を想定しつつ、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、通所施設で行います。
介護予防認知症対応型共同生活介護	軽度の認知症で廃用症候群の状態にある者について、日常生活を想定し、筋力トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、期間を区切り集中的にグループホームで行います。
介護予防小規模多機能型居宅介護	軽度の認知症がある者を主たる対象者とし、日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、短期集中的に利用者の居宅またはサービス拠点で行います。

## 2-3 自立生活への福祉サービス・生活支援の実施

### 1. 基本方針（施策の目的）

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、介護保険制度外で日常生活を支えるサービスについて、事業者等との連携や支援体制を整備します。

### 2. 施策での取り組み

#### 2-3-1：自立支援・在宅支援サービスの提供 【新規・継続実施】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

生活上の支援が必要な高齢者に対するサービスの一層の推進を図り、自立支援や安否確認、閉じこもりの防止に努めます。

事業	内容/方向性
高齢者支援対策事業	転倒骨折予防教室および機能訓練を組み合わせ事業を実施します。転倒骨折予防教室や運動機能訓練指導、生活相談等を行うほか、閉じこもり高齢者の積極的な参加促進を呼びかけます。
日常生活用具給付事業	心身機能の低下により、さまざまな配慮が必要なひとり暮らし高齢者に対し、必要な日常生活用具を給付貸与します。
ひとり暮らし高齢者 昼食会事業	ひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会事業を行います。
町内の既存施設等を活用した 配食見守りサービス (再掲)	町内の既存施設等を活用し、高齢者の生活支援サービスの取り組みとして、ボランティア等により配食時に安否確認を行い、健康で自立した生活を支援します。

#### 2-3-2：家族介護者への支援 【継続実施】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

家族のニーズに合った支援を提供できるように事業推進を図ります。

また、交流事業や家族介護教室へ多くの家族が参加できるよう、周知方法を検討する等、事業の促進に努めます。

事業	内容/方向性
家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担軽減に向け、日帰り旅行や施設見学等を活用した交流を行います。また、参加者が少なく固定化されているため、より多くの家族が参加できるよう事業展開を図ります。

事業	内容/方向性
家族介護教室	高齢者を介護している家族や援助者等を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等に関する知識・技術等の教室を開催します。また、参加できない住民への支援対策等についても検討を行います。
家族介護用品支給事業	重度の在宅介護者を介護している非課税世帯の家族等に対し、介護用品を支給するほか（上限5,000円/月）、多様化する介護用品支給への対応等についても検討します。
家族介護慰労金支給事業	重度の在宅介護者を介護している非課税世帯の家族等に対し、慰労金（100,000円/年）を支給します。
心配ごと相談事業	多様な相談内容に対応できるよう、専門知識等を有した人材の育成や関係機関との連携を積極的に進めます。また、相談業務担当を配置した相談室の開設等についても検討を行います。

## 基本目標3 正しい生活習慣と健康づくりの推進

高齢期を迎える前から自分自身の健康状態を十分に把握し、高齢期になっても疾病にならないよう、できる限り早い年代から健全な生活習慣（健康習慣）の定着を図ることに取り組み、いつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、健康を維持・増進、疾病の発症を予防し、自らの健康状態を把握する健康診査や各種検診を実施し、高齢者の健康維持と増進に努めます。

また、本町における疾病課題や生活習慣改善を必要とするリスクについても積極的に対応できるよう、ライフスタイルにあわせた継続的な健康づくりの推進を図ります。

### 3-1 高齢期前からの生活習慣の定着化

#### 1. 基本方針（施策の目的）

住民一人ひとりが健康的で疾病にならない生活習慣を身に付けるよう、壮年期からの健康づくりを一層支援していきます。

また、住民一人ひとりが自らの健康を自分で守っていく意識を高めるため、広報活動については、引き続き広報紙やパンフレットなどによる周知を図り、情報提供、健康づくり活動等への参加のきっかけとなるイベントなど、啓発活動の充実に努め、疾病の早期発見と早期治療につながる保健事業を実施していきます。

#### 2. 施策での取り組み

##### 3-1-1：特定健康診査・特定保健指導の実施 【継続実施】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

平成20年4月からは、40歳以上75歳未満を対象とし、生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導が実施されています。

今後も、引き続き健診未受診者対策と保健事業への参加が固定化しないよう取り組んでいきます。また、制度の変化に柔軟に対応し、各医療機関と協力のもと、また、集団健診の積極的な受診勧奨等により、受診率アップに努めます。

### 3-1-2：保健事業の推進 【 継続実施 】

#### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢期においては、体力が低下していくなか、要介護状態に陥ることなく、人生を楽しく、豊かに過ごすためには、身体・精神の活動低下の予防が大切であることから、健康診査やがん検診の受診を促進し、生活習慣病などの疾病の予防や早期発見とともに、早期の適切な治療につなげていきます。

また、生活習慣病の悪化予防やうつ病の早期発見・早期対応を図るために健康教育や健康相談などの取り組みを進めます。

施策・事業	内容/方向性
健康手帳の交付	健康状態や健診・医療・介護の結果などを記録し、健康管理に役立てるほか、介護予防事業の参加者も対象として追加し、介護予防事業との連携を図ります。
健康診査	高齢者が介護を要する状態となることを予防し、自立を支援することを目的に、基本健康診査および歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を行います。 生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのある者や危険因子を早期に発見し、生活習慣改善指導や適切な治療に結びつけることによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、基本健康診査および歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を実施します。
健康教育	生活習慣病や要介護状態の予防等に関すること、また、体力づくり、こころの健康づくり等の健康増進を集団健康教育として実施します。希望者の把握にあたっては健康ごよみや町広報紙等における周知を図り、利便向上のため各地区においても開催することとします。
健康相談	生活習慣病や要介護状態の予防を目的にヘルスアセスメントを行い、生活習慣の改善指導や、その他心身の健康に関することの個別相談を毎週 1 回の定例開催のほか、役場相談室利用や電話相談などを実施します。
訪問指導	対象は、健康診査の要指導者等および介護予防の観点から支援が必要な者とし、実施にあたっては、重点対象疾患の予防や介護予防および保健サービスと医療・福祉等其他のサービスとの調整を図ることを事業の目的とし、介護保険給付対象者への介護保険給付と内容的に重複するサービスについては行わないこととします。

## 3-2 高齢期における健康づくりの推進

### 1. 基本方針（施策の目的）

元気な高齢者が、いつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえて、高齢者の健康づくりを支援するために、さまざまな機会を提供していきます。

また、健康診査を通じて生活習慣病の予防や早期発見と適切な健康管理ができる体制づくりとともに、高齢者のためのこころのケア等に取り組みます。

### 2. 施策での取り組み

#### 3-2-1：健康づくり活動の推進 【 継続実施 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者をはじめ住民各層による主体的な健康づくり活動を育成していきます。

特に高齢期になると、活動範囲が小さくなるため、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえ、高齢者が健康づくりに関心を持って取り組めるよう、さまざまな機会を積極的に提供します。

施策・事業	内容/方向性
自主グループの育成	介護予防・健康づくり活動を行う自主グループ等の育成を行い、住民の自主的な取り組みを支援します。
指導者等の養成	健康運動指導者研修会等により、地域の運動教室等の指導者やサポーター(ボランティア等)育成を推進します。
地域施設の活用	老人福祉センター等地域の施設を、運動教室等の活動に積極的に活用できるように支援を行います。

## 基本目標 4 生きがいのある地域づくり

元気な高齢者が、いつまでもチャレンジ精神を失うことなく、地域においていきいきと活動できる機会を創出し、趣味や地域活動などの支援を通じて、高齢者の生きがいづくり・就労支援を行います。

### 4-1 学習・交流機会による生きがいづくり

#### 1. 基本方針（施策の目的）

地域に参加する意欲を持った高齢者を支援するために、趣味や地域活動、高齢者同士や他世代との交流の場を提供し、社会参加を促進します。

#### 2. 施策での取り組み

##### 4-1-1：生涯学習機会の充実 【 継続実施 】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者が気軽に参加できるような魅力ある事業展開を図るとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技術を活かした社会参加を支援します。

また、乳幼児期から成人期における学習機会において、高齢者との交流を図る場の設定等についても積極的に進めます。

施策・事業	内容/方向性
生涯学習等に関する情報提供	より多くの高齢者の社会参加を推進するため、生涯学習等に関する情報提供を促進します。
趣味の教室	老人福祉センターや老人憩いの家、公民館等において経験や知識等を生かした創造的活動を行います。

##### 4-1-2：社会参加の推進 【 継続実施 】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者が、仲間と楽しみながら体を動かす機会を提供するため、地域活動や健康づくり、スポーツやレクリエーションなどのさまざまな機会を通じて、社会参加のできる環境づくりをめざし、定着と内容の拡充に努めます。

また、地域の高齢者が、他者との関わりを持たず「閉じこもり」を続けると、活動能力の低下や社会に対する無関心がおこり、ひいては、「寝たきり」や「認

知症」につながっていくことも考えられます。こうした「閉じこもり」に陥らないよう、交流機会など、さまざまな社会参加機会の創出に努めます。

施策・事業	内容/方向性
社会参加のきっかけづくり	ボランティア連絡協議会等の機能を活用し、高齢者の社会参加を支援します。
世代間交流の推進	各学校の福祉教育を通じて実施されている、学校事業への地域のひとり暮らし高齢者の招待や福祉施設への慰問活動等を通じて、高齢者との世代間交流を推進します。
ひとり暮らし高齢者 昼食会事業	ひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会事業を行います。
閉じこもり、うつ予防支援事業 (げんき教室)	家に閉じこもらず、生きがいを持って生活を送るための支援として、手工芸、調理、レクリエーション等を実施します。
いきいきふれあいサロン	家に閉じこもりがちな高齢者および要介護状態になるおそれのある高齢者等に対して、社協が実施する交流の場(サロン)への参加を促し、高齢者の閉じこもり防止に努めます。また介護予防について啓発を行い、自立した日常生活を継続できるように支援します。

## 4-2 地域活動・就労による社会参加の実現

### 1. 基本方針（施策の目的）

地域の高齢者の力を、就業・ボランティア・健康づくり・学習などを通じて地域のニーズに結びつけ、地域社会の活性化をめざします。

また、これまで高齢者が培ってきた豊かな知識と経験を活かして、誰もが気軽に参加できる体制を構築していきます。

### 2. 施策での取り組み

#### 4-2-1：就労機会の創出 【継続実施】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

団塊の世代が高齢期を迎えるとともに、高齢者の就労に対する能力や意欲も多様化することが予想されるため、長年培った経験や技能を生かし、地域社会での活躍の場を広げるため、シルバー人材センターを中心として、生きがいに結びつく、働く機会が確保されるよう、多様な機会の確保に努めます。

施策・事業	内容/方向性
シルバー人材センター	現行どおり、事業を推進します。

## 基本目標 5 地域で支え合う福祉のまちづくり

ボランティアという広く住民意識の醸成が必要なものに対して、その浸透度合いはまだまだ低い状況であり、より多くの人に興味を持ってもらい取り組んでもらえるよう施策事業の提供が必要とされています。

また、ボランティア、地域での支え合いという意識を醸成し、行政と住民との協働体制の確立を図るには、住民の理解と協力が不可欠です。そのため、高齢化社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、一人ひとりが積極的に地域活動やボランティア活動に参加するよう、きっかけづくりと活動機会の創出をすることで、地域の高齢者に対する理解を深められるよう取り組んでいきます。

### 5-1 地域での支え合いネットワークの構築

#### 1. 基本方針（施策の目的）

自治体、住民組織、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備など、日常的な支え合い活動の体制づくりを行います。

#### 2. 施策での取り組み

##### 5-1-1：地域における支え合い意識の醸成 【 継続実施 】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

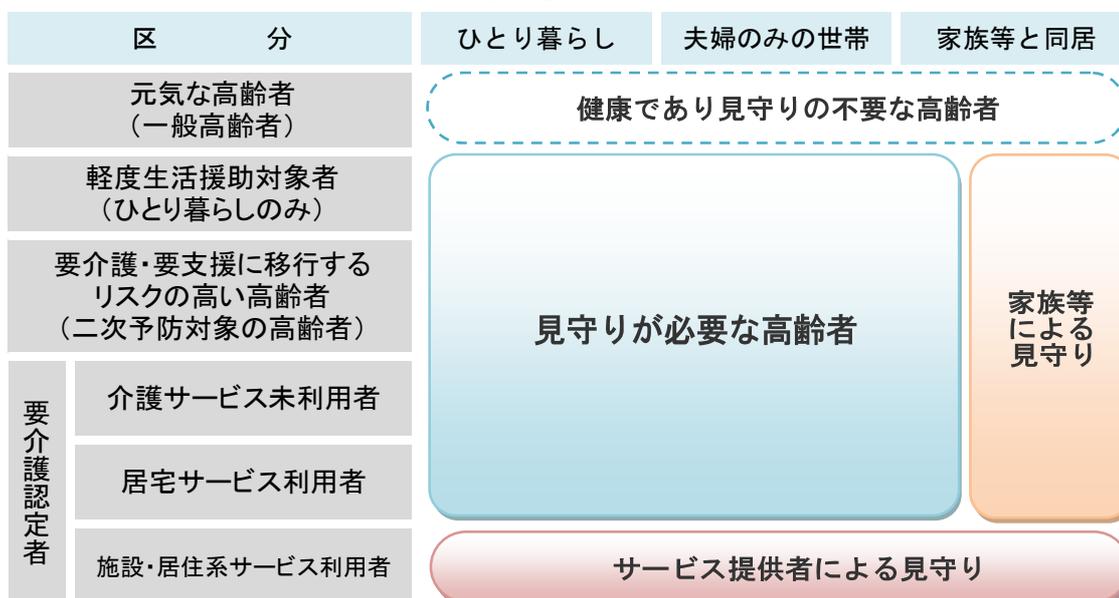
孤独死を発生させないよう、ひとり暮らし高齢者の見守り等の体制整備を含め、地域全体で支援しあう環境づくりを進めます。

また、現在においても見守り、声かけ活動を行っていることを踏まえ、地域ケア体制との連携にむけ、検討を図ります。

施策・事業	内容/方向性
福祉意識の醸成	福祉ボランティアの人材育成や福祉教育、広報等を通じて、地域での支え合いの重要性を幅広く PR し、福祉意識の醸成に努めます。
ほのぼのコミュニティ21 推進事業（ボランティア等、各種住民活動の推進）	住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進し、誰もがともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉の構築と 21 世紀を担う人材の育成を図ります。

施策・事業	内容/方向性
民生委員やボランティアの活用による安否確認・支援	民生委員やボランティア等によるひとり暮らし高齢者および高齢者夫婦世帯等への生活全般に対する支援を行うための体制づくりを進めます。

図表 (参考) 見守りのイメージ



※ 家族等と同居している場合でも、日中は孤立しているなど、見守りが必要な場合が考えられます。

### 5-1-2：住民参加による地域福祉の推進 【 継続実施 】

#### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

住民参加による地域での支え合いを推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であるため、高齢化社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、住民の理解を深められるよう、社会福祉協議会と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組めます。

施策・事業	内容/方向性
地域コミュニティ形成に向けた支援	ボランティア連絡協議会等の機能を活用し、ボランティアに関する情報提供の充実等を図り、高齢化社会を支える地域コミュニティの形成を支援します。

## 5-2 ボランティアの育成

### 1. 基本方針（施策の目的）

地域での支え合い活動に必要な人材の育成に努め、各地域における活動の活性化に努めます。

また、地域福祉の推進および地域ケア体制の構築にむけて、地域における既存の団体間の連携が図れるよう、活動機会や情報共有機会づくりに努めます。

### 2. 施策での取り組み

#### 5-2-1：ボランティアの育成支援 【 継続実施 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

ほのぼのコミュニティ 21 推進事業を中心として、地域での支え合いを担うボランティアの育成に取り組みます。また、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会と連携し、引き続き情報提供や活動の拡大に努めます。

施策・事業	内容/方向性
人材の育成	ふれあい福祉活動リーダー養成講座等を通じて、地域福祉活動を担う人材を育成します。
福祉教育の推進	町内の3小学校、2中学校をボランティア活動推進校に指定し、各校において福祉活動に取り組みながら、福祉意識の高揚とともに、児童生徒による世代間交流等のボランティア活動を推進します。
ほのぼのコミュニティ 21 推進事業 (ボランティア等各種住民活動の推進)	住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即して総合的に推進し、誰もがともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉の構築と 21 世紀を担う人材の育成を図ります。
ボランティア連絡協議会	地域のボランティア活動の活性化を目標に、多様化するニーズに対応していくため、活動者相互の連携や情報交換を図り、活動を支援します。

## 基本目標6 安心して暮らせる環境づくり

身体機能が低下している高齢者への安全な生活環境づくりにむけて、公共施設・交通機関のバリアフリー、住環境、移動手段の確保などを推進するとともに、緊急の場合に備えた防災・防犯対策の強化を図ります。

### 6-1 暮らしやすい住まいへの対応

#### 1. 基本方針（施策の目的）

自立生活が可能な住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、住宅環境とともに、移動手段の確保にむけて総合的に検討します。

#### 2. 施策での取り組み

##### 6-1-1：高齢者にやさしいまちづくりの推進 【新規・継続実施】

###### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

公共施設や道路、公園、交通機関利用環境等のバリアフリー化を促し、高齢者が外出しやすい環境の整備を進めます。

また、自動車等の移動手段を持たない高齢者の閉じこもり防止とともに、地域の交流機会や医療・購買機会を失うことのないよう、移動手段の確保に努めます。

##### 6-1-2：住環境の整備 【継続実施】

###### [ 事業の実施概要 ]

自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に進めるほか、町営住宅における高齢者対策の推進について、引き続き検討を行います。

施策・事業	内容/方向性
住宅改修支援事業	居宅における自立生活の継続等にも有効であるため、現行どおり、制度について周知啓発を図ります。
住宅改修（介護保険）	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

## 6-2 安全・安心な地域づくりの推進

### 1. 基本方針（施策の目的）

災害や事件・事故などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、住民をはじめ関係機関や町との協働による安全・安心のまちづくりを推進し、ひとり暮らし高齢者等が、地域において安心して生活できる環境の充実に取り組みます。

### 2. 施策での取り組み

#### 6-2-1：安全・安心な地域づくりの推進 【 継続実施 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

福祉安心電話設置事業や民生委員、ボランティア等による地域ケア体制と連携した整備を進め、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策・事業	内容/方向性
軽度生活援助事業	現行どおり事業を実施するほか、広く周知を図り、ボランティアや地域単位の組織育成への支援等を行います。
緊急通報体制等整備事業 「福祉安心電話設置事業」	福祉安心電話に限らず、地域での見守り体制を整えるための活動を展開していくことが必要であることから、現行どおり継続して事業を推進します。
民生委員やボランティア（ほのほの交流員等）の活用による安否確認・支援	民生委員やボランティア等によるひとり暮らし高齢者および高齢者夫婦世帯等への生活全般に対する支援を行うための体制づくりを進めます。
消費者被害の防止	認知症高齢者等が訪問販売によるリフォーム業者等からの消費者被害に遭う危険性が高いことから、その被害を未然に防ぐための取り組みを検討します。 ①各専門職（団体）や機関との連携強化による消費者被害情報の把握 ②地域の民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への消費者被害情報の伝達と連携 ③消費者被害にあっている事例を把握した場合の町や関係機関との連携

#### 6-2-2：災害時等の支援対策 【 継続実施 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握および要援護者台帳の整備を進めるとともに、関係機関および地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制づくりを進めます。

## 第6章 介護保険事業の円滑な運営



# 第6章 介護保険事業の円滑な運営

## 第1節 円滑な制度運営のための方策

---

平成12年度の介護保険制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

### 1 円滑な制度運営のための体制整備

#### (1) ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

#### (2) 介護予防事業の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

### 2 利用者への配慮

#### (1) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種利用者の負担軽減制度の周知を図るなど、利便性向上に配慮します。

#### (2) 保険料負担への配慮

第1号被保険者の保険料については、所得に応じた負担への措置を実施します。

### 3 保険者としての町の支援体制

#### (1) サービスの質の向上

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、町および地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

#### (2) 公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に継続して取り組みます。

#### (3) 関係施策・事業との連携

この計画を推進し、高齢者の生活全般にわたる支援を行うため、庁内関係課との施策連携を強化していきます。

#### (4) 介護保険サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、民間事業者等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

施策・事業	内容/方向性
困難事例等に対する相談体制の整備	地域包括支援センターにおいて、支援困難事例を抱える介護支援専門員への支援として、相談体制を整備します。
地域内研修会の実施	地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーおよび事業所サービス提供者への研修会等を地域内で行い、サービスの質的向上に努めます。
ケアプラン作成指導等	地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーへのケアプラン作成等の指導を行い、ケアマネジメントの充実を図ります。
ケアマネジャーへの研修等に関する情報提供	地域包括支援センターにおいて、地域内外の研修会および困難事例に関する事例など、ケアマネジメントに係る情報提供を行い、スタッフおよび事業所等の質的向上を図ります。
指導監査の実施	高齢者の尊厳が保持され、適切で良質なサービスの提供を確保するため、サービス提供事業者に対する調査や指導・監督を行い、サービスの質的向上を図ります。 またケアプランをチェックし、居宅介護支援事業所のケアプラン作成能力の向上とケアマネジメントの適正化を図ります。
介護サービスに関する第三者評価や情報提供の充実	施設に関する第三者評価や、指定情報公表センターによる介護情報の公表など、介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。

## 第2節 各種サービスにおける提供量の確保

計画期間における介護給付および介護予防給付に係る費用（給付費）の見込みは、次のとおりです。

### 1 介護給付および介護予防給付に係る費用の見込み

#### (1) 介護給付に係る給付費

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス	504,141	541,641	572,794
訪問介護	128,587	133,763	136,960
訪問入浴介護	4,740	4,740	4,740
訪問看護	13,181	13,393	13,146
訪問リハビリテーション	4,272	4,873	5,475
居宅療養管理指導	1,199	1,211	1,224
通所介護	202,721	222,346	238,082
通所リハビリテーション	63,986	69,447	74,908
短期入所生活介護	54,083	58,657	63,230
短期入所療養介護	4,040	4,699	5,357
特定施設入居者生活介護	5,664	5,764	5,844
福祉用具貸与	20,256	21,336	22,416
特定福祉用具販売	1,412	1,412	1,412
(2) 地域密着型サービス	254,086	259,827	294,459
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	7,158
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	25,762
認知症対応型共同生活介護	254,086	259,827	261,539
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
(3) 住宅改修	370	370	370
(4) 居宅介護支援	65,399	66,351	68,230
(5) 介護保険施設サービス	521,421	521,421	521,421
介護老人福祉施設	224,885	224,885	224,885
介護老人保健施設	286,542	286,542	286,542
介護療養型医療施設	9,994	9,994	9,994
療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0
介護給付費計（小計）→（I）	1,345,417	1,389,610	1,457,274

## (2) 介護予防給付に係る給付費

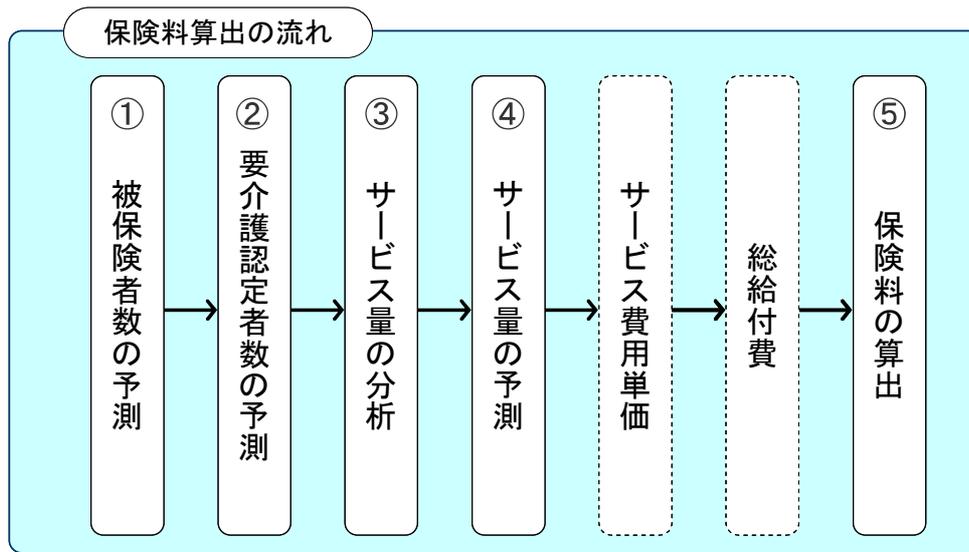
(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス	52,013	54,709	58,366
介護予防訪問介護	8,477	8,805	10,081
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護	31,188	33,206	35,224
介護予防通所リハビリテーション	11,992	12,324	12,656
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	169	187	205
特定介護予防福祉用具販売	187	187	200
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	100	100
(4) 介護予防支援	6,338	6,521	7,105
介護予防給付費計(小計) → (Ⅱ)	58,451	61,330	65,571
総給付費(合計：(Ⅰ) + (Ⅱ))	1,403,868	1,450,940	1,522,845

## 第3節 保険料について

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料については、次のような流れで算出されます。

図表 保険料算出の流れ

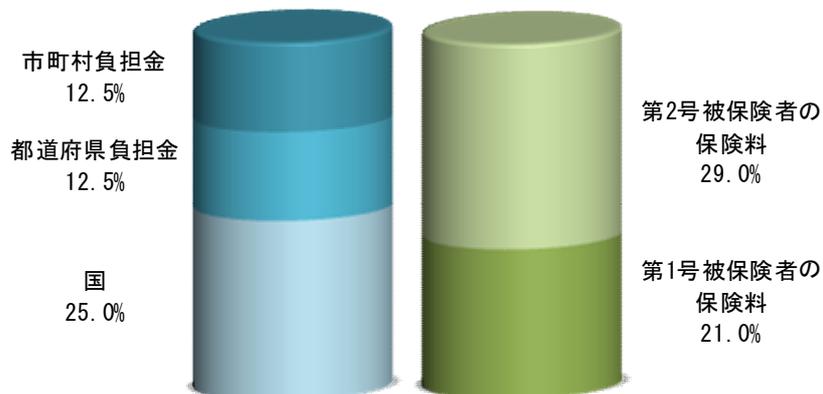


### 1 保険料の負担割合

介護保険サービスに要する経費のうち、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、全体の半分を公費で負担します。

残りの半分のうち、21%を65歳以上の方に負担いただき、29%は社会保険診療支払基金を通じて納入される、40～64歳までの方々の保険料を充てています。

図表 保険料の負担割合



## 2 第1号被保険者保険料の推計

高齢者の増加に伴い、介護保険の利用者も増加の傾向にあるなかで、本計画期間においても事業ごとに必要量、給付費の増加が見込まれます。

各事業の給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示されたワークシートに準じて算定された本町における保険料基準額（月額）は、第4期（5,500円/月）に対し、下記のような金額になります。

図表 保険料の見込み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1号被保険者数	4,332人	4,420人	4,487人	13,239人
前期(65～74歳)	1,929人	1,951人	2,019人	5,899人
後期(75歳～)	2,403人	2,469人	2,468人	7,340人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,827人	3,904人	3,964人	11,694人
総給付費	1,403,868,935円	1,450,940,308円	1,522,845,204円	4,377,654,448円
特定入所者介護サービス費等給付額	59,914,000円	61,131,000円	62,058,000円	183,103,000円
高額介護サービス費等給付額	35,643,000円	36,367,000円	36,918,000円	108,928,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,204,000円	3,269,000円	3,319,000円	9,792,000円
算定対象審査支払手数料	1,775,700円	1,811,700円	1,838,700円	5,426,100円
標準給付費見込額(A)	1,504,405,635円	1,553,519,008円	1,626,978,904円	4,684,903,548円
地域支援事業費(B)	45,078,000円	46,551,000円	48,754,000円	140,383,000円
第1号被保険者負担分相当額(C)	325,391,563円	336,014,702円	351,903,910円	1,013,310,175円
調整交付金相当額(D)	75,220,282円	77,675,950円	81,348,945円	234,245,177円
調整交付金見込交付割合(E)	9.27%	9.27%	9.27%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9024	0.9024	0.9024	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.8828	0.8830	0.8830	
調整交付金見込額(H)	139,458,000円	144,011,000円	150,821,000円	434,290,000円
財政安定化基金拠出金見込額(I)				0円
財政安定化基金拠出率(J)		0.000%		
財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
準備基金取崩額				0円
財政安定化基金取崩による交付額				8,600,000円
審査支払手数料1件あたり単価	90.00円	90.00円	90.00円	
審査支払手数料支払件数	19,730件	20,130件	20,430件	
保険料収納必要額(K)				804,665,352円
予定保険料収納率(L)		98.0%		

介護保険料(基準額): $K \div L \div 11,694人 \div 12ヶ月$	5,850円 (推計値)
---	--------------

## (1) 65歳以上で賄う介護保険料収納必要額

平成24年度から26年度までの介護保険事業費見込額から65歳以上で賄う保険料収納必要額を算出すると、次のようになります。

図表 65歳以上で賄う介護保険料収納必要額

平成24年度から26年度までの介護保険事業費見込額 4,825,286,548円 (A)+(B)
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合 21%
＝
第1号被保険者保険料負担分相当額 1,013,310,175円 (C)
+
調整交付金相当額 234,245,177円 (D)
－
調整交付金見込額 434,290,000円 (H)
+
財政安定化基金拠出金見込額 0円 (I)
+
財政安定化基金償還金 0円
－
準備基金取崩額 0円
－
※財政安定化基金取崩による交付額 8,600,000円
＝
平成24年度から26年度までの保険料収納必要額 804,665,352円 (K)

## ※ 財政安定化基金：

介護保険財政に不足が生じることになった場合に、市町村に貸出・交付される仕組みとして、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置されている基金で、平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法を改正し、政令で定めるところにより「財政安定化基金」を取り崩すことが可能となっています。

## (2) 保険料率の算定

平成24年度から26年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料率を算出すると、次のようになります。

図表 保険料率の算定

平成24年度から26年度までの保険料収納必要額 804,665,352円 (K)
÷
予定保険料収納率 (平成24年度から26年度までの平均予定収納率) 98.0% (L)
÷
補正第1号被保険者数 11,694人
<p>※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から6段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。 例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、6段階の割合は1.5なので被保険者数も1.5人換算します。</p>
=
年額 70,214円 (基準額) ※ 70,214円 ÷ 12か月 = 5,851円 (1か月当たり保険料) 介護保険料 (基準額) 月額 ÷ 5,850円 (10円未満切り捨て)

## 3 所得段階における負担割合

第5期介護保険計画では、次のような6段階の保険料設定を行います。  
第1号被保険者における所得段階別保険料および構成比は、次のとおりです。

図表 計画期間の所得段階における負担割合

		保険料(月額)	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	基準額 × 0.5	2,925円 (3.5%)
第2段階	・ 住民税世帯非課税 (公的年金等収入+合計所得金額80万円以下)	基準額 × 0.5	2,925円 (24.7%)
第3段階	・ 住民税世帯非課税 (2段階に該当しない)	基準額 × 0.75	4,388円 (12.9%)
第4段階	・ 住民税本人非課税	基準額	5,850円 (40.1%)
第5段階	・ 住民税本人課税 (合計所得金額190万円未満)	基準額 × 1.25	7,313円 (15.0%)
第6段階	・ 住民税本人課税 (合計所得金額190万円以上)	基準額 × 1.5	8,775円 (3.8%)

## 第7章 計画の推進



# 第7章 計画の推進

## 第1節 本計画の推進体制

---

### 1 進行管理について

本計画は、町内の高齢者が、健康でいきいきと暮らせるためのさまざまな支援策や行動指針示す計画であるとともに、必要が見込まれる介護保険料を設定し、介護保険事業を円滑に運営するための基礎となる計画です。

そのため、計画の進捗状況を点検し、より実効性のある施策が展開できるよう、計画策定後は、運営協議会等において評価を行い、各事業等の推進を図りながら、3年後（平成26年度）の計画見直しにむけた体制を築いていきます。

また、本計画での実施事業の効果によって、地域で自立した生活のできる高齢者が増えることを本計画の指標として進行管理を行います。

### 2 計画の推進

本計画の推進にむけて、各施策・事業を適正かつ確実に遂行するために、第4期計画における推進項目を継承しつつ、次のように取り組んでいきます。

#### 1. 総合的な介護予防システムの確立

介護を必要としない高齢者が、今後も要介護状態とならないよう、要支援・要介護状態にある高齢者に対する心身の状況の維持・回復を目的とした施策・事業の展開については、地域包括支援センターを中心に、医療・保健・福祉の各分野一体となった支援体制を整え、高齢者の介護予防事業を総合的に促進します。

#### 2. 在宅生活への支援体制

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自立した日常生活を継続していただくために、高齢者や家族の希望・選択が尊重された保健・医療福祉サービスが効率的・総合的に提供されるよう、町・事業者および関係各機関との連携を強化します。

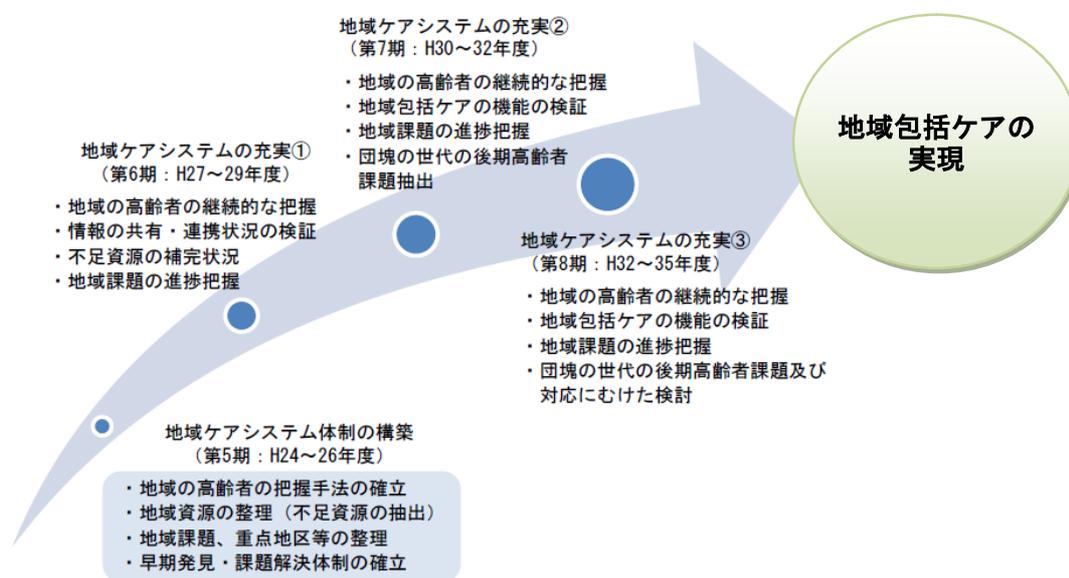
特に、ひとり暮らしに不安を感じている高齢者や介護保険施設からの退所者など、主に生活支援を必要とする高齢者が利用するサービスの基盤整備を推進します。

### 3. 地域ケアの体制の段階的な構築

今後 2025 年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護を含めた支援ニーズの急増、単独世帯、認知症高齢者の増大が予測されています。こうした背景のなか、一人ひとりの状況に応じた多様で切れ目のない支援を提供していくための「地域包括ケアシステム」のさらなる機能強化を図ることが重要です。

このため、関係各機関および各種団体の現状を踏まえながら、地域住民も参画した地域の総合的なケア体制の構築を段階的に進めます。

図表 2025 年にむけた地域包括ケアの段階的な構築イメージ



地域ケアの体制の構築にあたっては、地域での高齢者福祉施策を円滑に、かつ効果的・効率的に実施していくためには、町はもとより、医療機関、社会福祉協議会などの福祉関連各機関、福祉サービス提供事業者、ボランティア等による福祉団体等の相互のネットワークに加え、地域住民との連携・協力が重要です。

また、介護保険制度に基づく新たな地域密着型サービスは、今後の地域包括ケアを形成するうえで重要であり、今後は定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスにつながる居宅サービスの充実（例：夜間対応型訪問介護や小規模多機能型等）を図り、事業者の協力を得ながら、団塊の世代が後期高齢者となるこの約 10 年間で計画的な整備にむけて検討を進めます。

#### 4. 生きがいづくりと地域での支え合い

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健やかで安心して生きがいを持って暮らせるよう、地域の自治組織や各種関係団体の協力のもと、地域住民すべての人々の理解と自主的な参加による、相互に支え合う体制の整備を推進します。

#### 5. 地域特性（実態）を踏まえた対策の必要性

本町は、急激な高齢化や人口減少の進展、経済面や雇用面及び個人所得の低迷、交通基盤や冬季の気候等において、特に南東北以南の地方自治体とは大きく異なる社会経済環境におかれています。

このため、高齢者保健福祉や介護保険制度の運用にあたっては、国が示す指針や改正の趣旨を踏まえ、地域特性（実態）を十分考慮した町独自の適切な施策・事業を展開していくことが重要になります。



# 資料編



# 資料編

## 資料 1 策定経過

---

平成 23 年 8 月 9 日 第 1 回 介護保険運営協議会

- ・ 第 5 期介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査について（速報値）

平成 23 年 10 月 24 日 第 2 回 介護保険運営協議会

計画書（素案） 第 1 章～第 3 章

- ・ 藤崎町の概況
- ・ 高齢化の動向
- ・ 介護保険の状況
- ・ 第 5 期計画策定に向けて

平成 23 年 12 月 12 日 第 3 回 介護保険運営協議会

計画書（素案） 第 4 章～第 6 章 第 2 節

- ・ 高齢者数見込
- ・ 介護サービス量見込
- ・ 基本理念、基本目標
- ・ 施策の展開
- ・ 介護保険事業の円滑な運営

平成 24 年 1 月 25 日 第 4 回 介護保険運営協議会

計画書（素案） 第 6 章 第 3 節～第 7 章

- ・ 保険料負担割合
- ・ 第 1 号被保険者保険料の推計
- ・ 所得段階における負担割合
- ・ 本計画の推進体制

パブリックコメントにおける意見聴取

- ・ 平成 24 年 1 月 26 日（木）～2 月 9 日（木） 15 日間
- ・ 結果 意見等無し

## 資料 2 諮問および答申

藤 福 第 2658 号  
平成 24 年 1 月 26 日

藤崎町介護保険運営協議会  
会長 松 山 光 治 様

藤崎町長 平 田 博 幸

藤崎町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（素案）  
について（諮問）

藤崎町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画を定めるにあたり、別紙のとおり計画案を策定しましたので、貴協議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

平成 24 年 2 月 10 日

藤崎町長 平 田 博 幸 殿

藤崎町介護保険運営協議会  
会長 松 山 光 治

藤崎町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（素案）  
について（答申）

平成 24 年 1 月 26 日付け藤福第 2658 号で諮問のあった、藤崎町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（素案）について、慎重に審議した結果、適当と認められるので、その旨答申します。

なお、本計画に基づく諸政策の実施等にあたっては、下記の点に留意されるよう要望します。

### 記

本計画は、高齢者の保健福祉施策を計画的に推進するための指針となるものであり、諸政策の立案、実施等にあたっては、的確に現状を把握し、その必要性、緊急性を十分勘案するとともに、計画的、効率的、積極的に事業を推進する等、本計画の目標達成に努められることを要望します。

## 資料3 策定協議

### 1 藤崎町介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤崎町介護保険条例(平成17年藤崎町条例第110号。以下「条例」という。)第14条の規定により、藤崎町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定足数)

第2条 協議会は、条例第13条で規定する定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の定数の3分の1以上の者から招集の請求があった場合は、協議会を招集しなければならない。

- 2 町長から諮問があった場合は、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会長は、協議会を招集するときは、町長に通知しなければならない。
- 4 協議会の会長が未決定の場合は、町長がこれを招集する。

(運営)

第4条 協議会に、会長および会長職務代理者を置く。

- 2 会長および会長職務代理者は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長職務代理者は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議長)

第5条 会議の議長は、会長を持って充てるものとする。

(採択)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要と認める場合は、協議会に被保険者その他の利害関係者の出席を求めることができる。

第8条 町長および副町長その他の関係職員は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(資料の提出要求)

第9条 会長は、職務遂行上必要がある場合は、町長に資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の要求があった場合、町長はこれに応じなければならない。

(書記の任命)

第10条 協議会に書記を置き、町長がこれを任命する。

- 2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第11条 会長は、会議録を調製しなければならない。

- 2 会議録に署名する委員は、会長が会議において、条例第13条第2項の各号の委員から、それぞれ1人を指名する。
- 3 会長は、会議の都度、会議録の写しを添え会議の結果を町長に報告しなければならない。

(公印)

第12条 会長の印章は、別記による。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成18年12月20日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 委員名簿

任期 平成23年6月1日～平成26年5月31日

(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
被保険者を代表する者	山内 宏	藤崎町行政連絡員代表	
	加福 節子	藤崎町婦人会代表	
	古川 良子	被保険者代表	
	成田 早苗	被保険者代表	
	吉田 兼男	藤崎町老人クラブ連合会代表	
介護に関し学識又は経験を有する者	藤林 公正	藤崎町議会議員	
	西田 傳	ときわ会病院理事長	
	福田 行男	藤崎町民生委員児童委員協議会代表	
	五十嵐 正昭	藤崎町身体障害者福祉会代表	
	白崎 むつ子	介護者代表	
介護サービスに関する事業に従事する者	永山 泰造	老人保健施設明生園事務局長	
	松山 光治	特別養護老人ホームさんふじ施設長	会長
	工藤 千恵子	訪問看護ステーションたまち所長	
	佐藤 定雄	特別養護老人ホームときわ施設長	
	成田 全弘	藤崎町社会福祉協議会事務局長	会長職務代理者

青森県 藤崎町  
高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画

---

平成24年3月 発行

発行者 青森県 藤崎町 福祉課

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

電話：0172-75-3111（代）

FAX：0172-75-2515

町ホームページ：http://www.town.fujisaki.lg.jp